

（仮称）周南市公共施設再配置計画（案）

平成24年10月

周 南 市

目次

I. 公共施設の再配置計画策定の経緯	1
II. 公共施設の現状と課題	3
1. 公共施設の保有数	
2. 公共施設の状況	4
3. 公共施設の再配置の必要性	8
III. 再配置計画策定に向けた公共施設の検証と基本方針	11
1. 再配置計画の基本的な考え方	
2. 再配置計画の策定手順	13
3. 公共施設再配置に当たっての視点	14
4. 公共施設の検証方法	
5. 対象施設の検証結果	18
6. 再配置計画基本方針	19
IV. 再配置計画	21
1. 再配置計画の位置付け	
2. 再配置計画の基本構成	
3. 計画期間	
V. 利用形態別方針	22
1. 事務庁舎	
2. 市民交流施設	23
3. 教育文化施設(学校関係施設を除く)	24
4. スポーツ施設	25
5. こども関連施設	26
6. 福祉施設	27
7. 保健衛生施設	28
8. 産業観光施設	
9. 学校関係施設(学校給食施設を含む)	30
10. その他施設	31
11. 遊休施設	32
VI. 再配置計画の進め方	33
別表1	35
用語集	45

I. 公共施設の再配置計画策定の経緯

平成15年4月の2市2町の合併時に策定した「新市建設計画」において、「新市の一体的・効率的な都市運営や住民サービスの維持向上の観点から、整備統合を検討する。」とし、公共施設についての基本的な考え方が示されました。

また、周南市誕生後の平成16年12月に策定した「周南市まちづくり総合計画（ひと・輝きプラン周南）」や「周南市行政改革大綱」においても、「公共施設の計画的かつ適正な配置」を重要な課題として位置付けてきました。

さらに、平成18年9月には、「周南市公共施設見直し指針」（計画期間：平成18年度から平成21年度）」を策定し、①市としての一体性の確保と適正配置、②管理体制の統一とコストの削減、③施設の老朽化と改築、④民間活力の活用、の4つを基本方針とし、現有施設の現状や今後の方向性について検証しましたが、施設の具体的な方向性等を整理できなかったことなどの要因から、抜本的な見直しには至りませんでした。

その後、平成21年度からは、公共施設の実態を把握し、同一の基準で比較・整理し、全体的な視点から施設の方向性の検討を目的に、「シセツ・カルテ」策定に着手し、現在344施設について作成しています。

また、平成22年度には、この「シセツ・カルテ」の分析を基に、プール、図書館、市民館、勤労福祉センター、太華荘等を対象施設として、「事業仕分け」を実施し、その結果を踏まえ対応方針を定めました。

しかしながら、公共施設の維持管理経費の増嵩は、市の財政を圧迫する一つの要因となっており、また、本市の公共施設は、昭和40年～50年代にかけて建設されたものが多く、大規模改修や建替えの検討時期を迎えており、これらの改修経費等がこれから膨らむことが明らかな状況です。

今後、少子高齢化に伴う市税の減少をはじめ、合併特例措置の終了に伴う地方交付税の減少などの影響から、本市の財政状況は更に厳しくなり、公共施設の維持管理経費等が、これまで以上に重くのしかかってくるのが容易に想定できます。

このため、「シセツ・カルテ」をはじめ、「周南市公共施設見直し指針」や、「行政評価」の結果等を総合的に分析・検証する中で、公共施設の今後の方向性を定める「（仮称）周南市公共施設再配置計画（以下、「再配置計画」という。）」を新たに策定し、施設の統廃合や転用等の公共施設総量等の見直しを行うとともに、行財政全般にわたる改革を進めることにより、医療、福祉、保健などの社会保障の分野や、今後発生する新たな行政需要など、将来に向けて真に必要とされるサービスの維持・向上を図っていくこととします。

〔これまでの取組状況〕

○新市建設計画における基本的な考え方

「新市の一体的・効率的な運営、住民サービスの維持・向上の観点から重複する公共施設の統合整備を検討する。」

○「周南市公共施設見直し指針」策定（H18.9）

◇位置付け：平成18年度から平成21年度までの公共施設見直しのマスタープラン

◇基本方針・一体性の確保と適正配置・管理運営体制の統一とコスト削減
・施設の老朽化と改築・民間活力の活用

◇対象施設：312施設

見直し基準 ◇「見直しフロー図」に基づき、必要性、老朽化、地域性、重複性、将来性を検証し、休止、廃止、統合、転用の可能性を検討

◇小・中学校、幼稚園・保育園・児童園、総合支所・支所、公民館・コミュニティ施設は、個別基準を設定

○平成21年度から「シセツ・カルテ」の作成

◇対象施設：市民が直接利用する施設260施設

◇内容：施設の概要、老朽度、利用度、コストの状況の把握

○平成22年度周南市版事業仕分け

◇「シセツ・カルテ」の分析を基に利用率や機能重複など課題がある施設を選定

◇対象施設：プール、図書館、市民館、勤労福祉センター、太華荘など

○周南市財政問題に関する要望決議（H23.11.2）

◇周南市の財政問題に関して、市に対する要望を市議会が決議

◇内容：「公共施設再配置計画は、市民、議会と協議のもと、早急に策定すること。また、公共施設の再配置は、全庁的に取り組み、計画推進は市長直轄の実行組織を設置し行うこと」

○平成23年度公共施設統廃合意向調査（H24.1～2）

◇再配置計画の策定にあたり、施設担当課へのヒアリングを実施

◇内容：今後の意向、現況、課題などを聴取

○「公共施設再配置検証シート」に基づく検証（H24.6～7）

◇「公共施設再配置検証シート」の検証結果を踏まえ、施設担当課へのヒアリングを実施

◇内容：施設が抱える課題などを聴取

○周南市行政改革審議会の意見聴取（H24.7.31、8.20）

◇各施設の方向性を定めるための検証方法について、行政改革審議会から意見を聴取

○平成24年度「シセツ・カルテ」の公表（H24.10.1）

◇344施設の「シセツ・カルテ」を市ホームページ等で公表

○その他取組状況

- ・周南市学校再配置計画策定協議会より「周南市学校再配置計画(案)」の答申を受ける。（H19.3）
- ・周南市地域医療のあり方検討委員会設置（H20.10）
- ・「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」策定（H22.4）
- ・「庁舎建設に係る基本的方針」策定（H24.1）

Ⅱ. 公共施設の現状と課題

1. 公共施設の保有数

本市は、合併前の旧 2 市 2 町の全ての公共施設をそのまま引き継ぎ、周南市民全体の資産として利活用しています。

平成 24 年 4 月 1 日現在の公共施設の保有数は、地方自治法第 244 条の規定に基づく 666 の「公の施設」のほか、事務庁舎や学校給食センター、ごみ処理施設等を含めると全体で 879 施設になります（図表 1-1）。

この外にも、事務の共同処理を行っている一部事務組合が保有する施設もあります。

これらの施設は、旧 2 市 2 町の人口規模や特性、地域ニーズ等を背景に、各市町で計画的に設置されてきたもので、それぞれに必要性があった施設であることは言うまでもありません。

しかしながら、県内の「市町村公共施設状況調べ」の集計を見ても、人口が 10 万人以上の 6 市の公共施設の数等を人口 10 万人あたりに換算して比較すると、公営住宅の戸数や保育所数、児童館数、公民館数、プール数等で一番多く、これ以外の施設も上位となっています（図表 1-2）。

施設は、保有するだけで必ず管理運営のランニングコストを要します。

このため、施設の必要性や行政サービスの提供量等を勘案し、保有数量の抑制など、本市の都市規模等に見合った再配置を計画的に進める必要があります。

図表 1-1 公共施設数

	分類	種類（利用形態別）	施設例	施設数	備考
公共施設	建築系	事務庁舎	本庁舎、総合支所・支所	34	本計画の対象施設は、「シセツ・カルテ」を策定している 344 施設を対象としています。
		市民交流施設	公民館、コミュニティ施設	69	
		教育文化施設	図書館、美術館	27	
		スポーツ施設	野球場、プール	38	
		こども関連施設	保育園、幼稚園、児童園	63	
		産業観光施設	動物園、温泉施設	15	
		福祉施設	特別養護老人ホーム	22	
		保健衛生施設	保健センター、病院	15	
		学校施設	小・中学校	55	
		市営住宅	市営住宅	81	
		その他施設	駐車場、斎場	9	
		小計		428	
	インフラ系	道路、林道、農道、公園、漁港、墓地、駐輪場、河川、児童遊園等		268	
	プラント系	ごみ処理施設、簡易水道施設、浄化センター、給食センター、消防団機庫等		183	
	合計			879	

※「シセツ・カルテ」とは、各施設の概要、利用度、老朽度、管理運営コストなどの施設の実態を明らかにしたものです。

図表 1-2 平成 22 年度市町村公共施設状況調査

県内各市の施設数及び人口 10 万人当たりの施設数ランキング

施 設 区 分		施設数		人口10万人当たりの施設数ランキング	
				県内13市	10万人以上6市
都市公園等	箇所(市町村立以外を含む)	162	箇所	4	4
公営住宅等	戸数	3,952	戸	3	1
児童福祉施設	保育所	18	箇所	4	1
	母子生活支援施設	1	箇所	2	2
老人福祉施設	市町村立施設		箇所	—	—
	養護老人ホーム	0.7	箇所	5	2
	一部事務組合立施設※1		箇所		
	特別養護老人ホーム	1	箇所	2	1
	軽費老人ホーム	1	箇所	2	1
その他の市町村立施設	支所・出張所数	18	箇所	8	3
	職員宿舍	1	戸	4	3
	児童館	7	箇所	3	1
	隣保館	4	箇所	4	2
	公会堂・市民会館	5	箇所	8	3
	公民館	38	箇所	4	1
	図書館	5	箇所	7	2
	博物館	2	箇所	3	1
	体育館	5	箇所	9	4
	陸上競技場	1	箇所	4	3
	野球場	2	箇所	5	2
	プール	10	箇所	2	1
	保健センター	2	箇所	11	4
	青年の家自然の家	1	箇所	3	1
	集会施設	318	箇所	5	2
		26,100	m	6	2

・ RANK は降順でのランキング、小さいほど団体比較で施設数が多いことを示しています。

・ 人口は H22 国勢調査により計算しています。

※1 一部事務組合立施設数は関係市において按分しています。

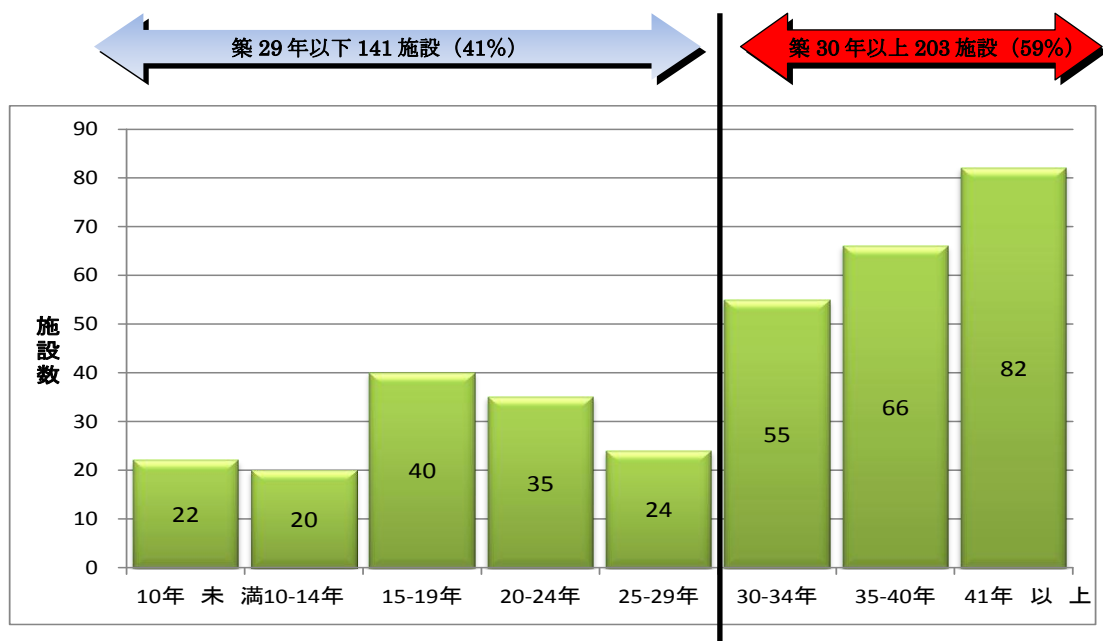
2. 公共施設の状況

(1) 老朽化と耐震性の問題

「シセツ・カルテ」を作成している 344 施設だけを見ても、約 59% にあたる 203 施設が建設後 30 年以上を経過し、82 施設は既に 41 年を経過しています(図表 2-1)。このことは、879 の公共施設においても同様の状況となっています。

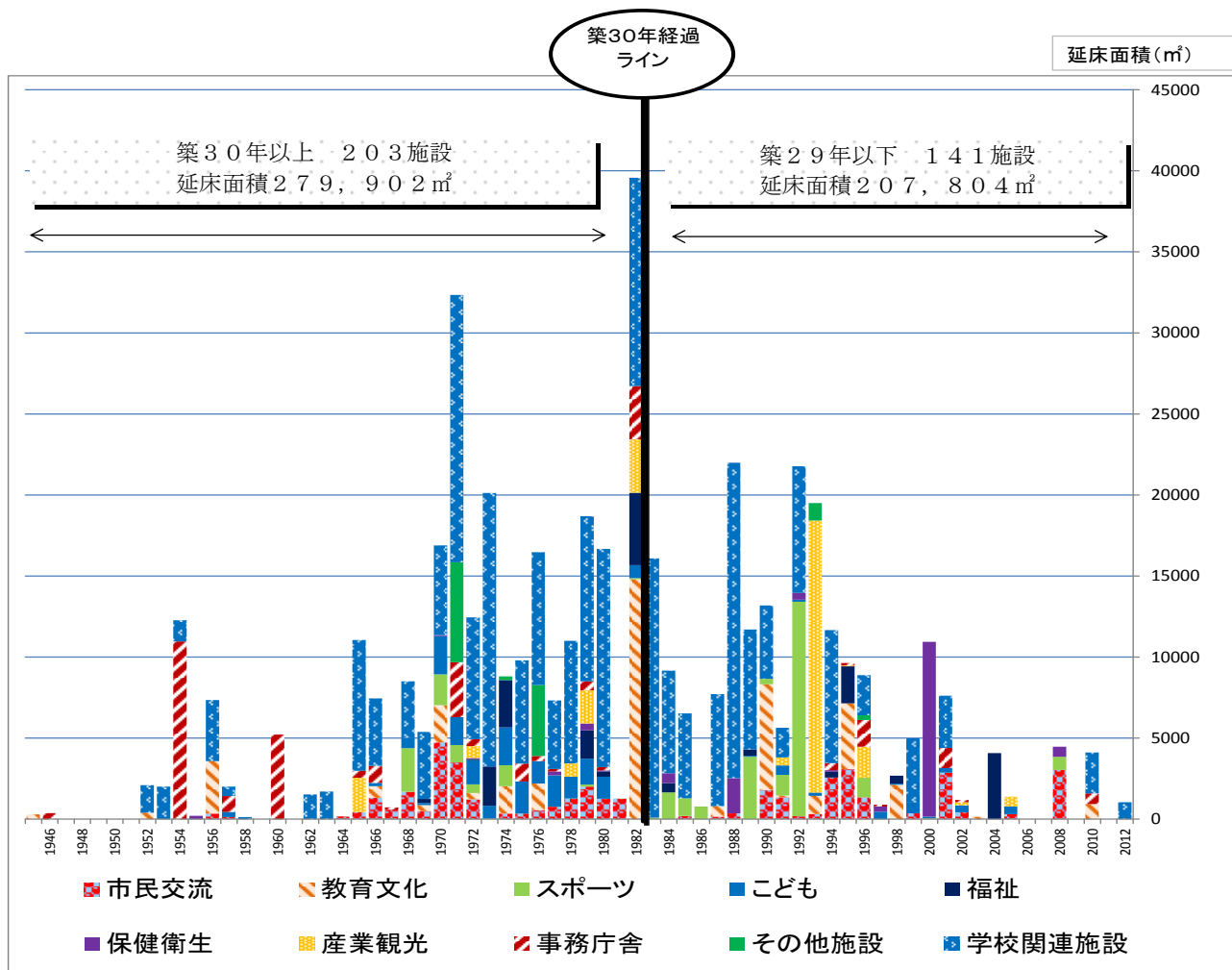
また、昭和 56 年 6 月の建築基準法の改正以前に建築された公共施設は、耐震化への対応が必要となりますが、進捗が遅れているのが現状です。

図表 2-1 公共施設経過年数 (H24 年度シセツ・カルテより)



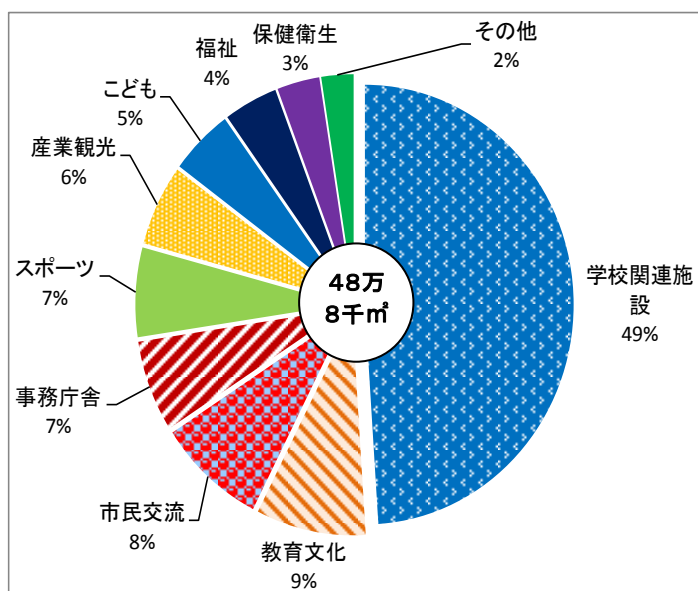
公共施設の築年別整備状況（図表 2-2）においても、市の公共施設の多くが、昭和40年～50年代（1965年～1984年）にかけて建設され、建設後30年を経過し、大規模改修時期を迎えていることが分かります。

図表 2-2 公共施設の築年別整備状況（H24 年度シセツ・カルテより）



・シセツ・カルテ対象 344 施設の築年別整備状況です。縦軸は利用形態別延床面積を積み上げて表示しています。

図表 2-3 公共施設延床面積（H24 年度シセツ・カルテより）



・シセツ・カルテ対象 344 施設の延床面積の合計は 48 万 8 千 m²です。
このうち、学校施設が半数近くを占めています。

(2) 多くの施設で大規模改修時期が到来

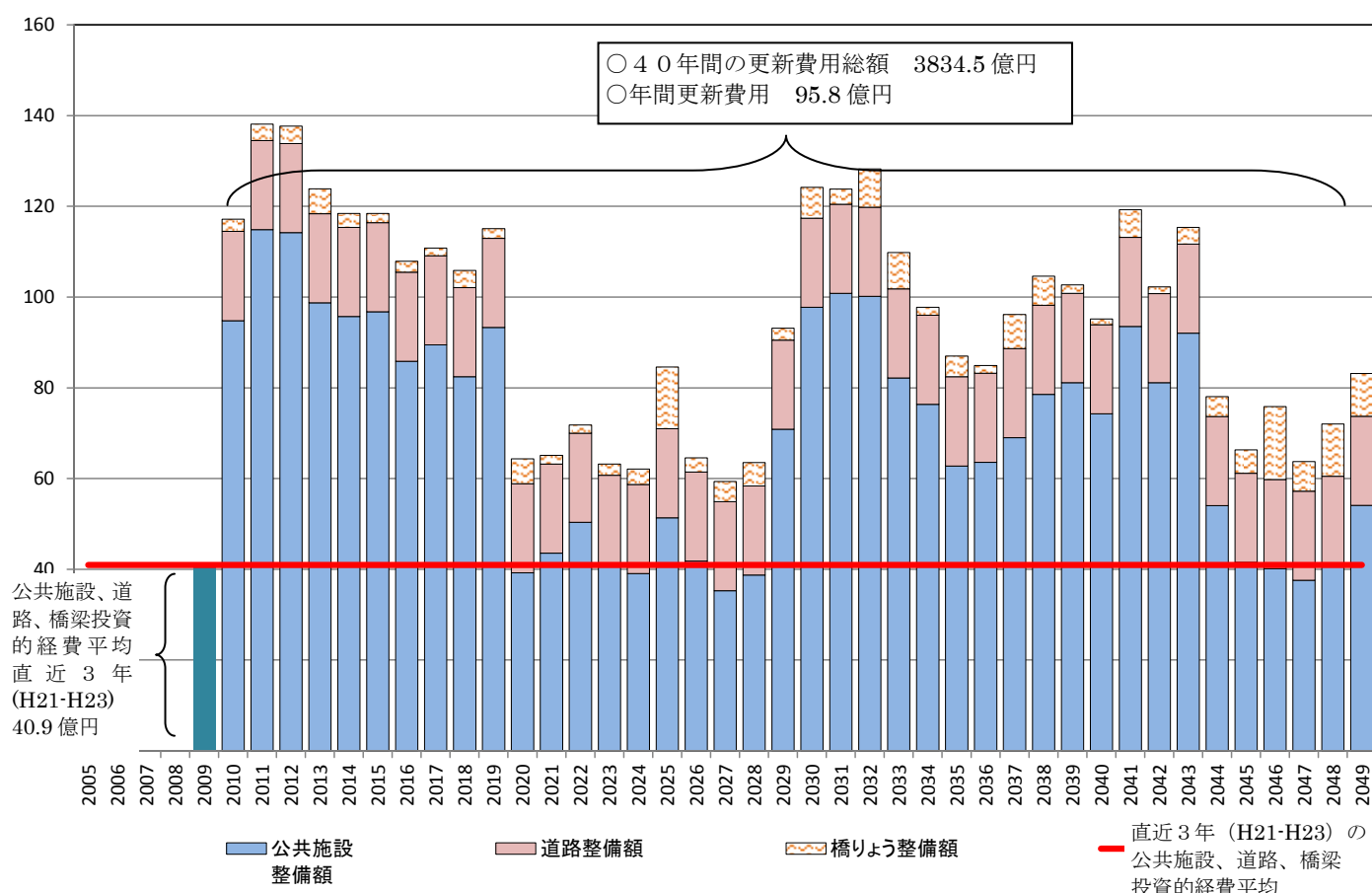
「シセツ・カルテ」を策定している344の施設（小・中学校を含む。）、市営住宅、道路、橋梁の更新費用について一定のルールで試算すると、全ての施設の更新には、今後40年間で約3,800億円、毎年約96億円の経費が必要になると推計されます（図表2-4）。

特に、昭和40年から昭和57年にかけて多くの施設整備を行っており、これらの施設の大規模改修等の時期が、既に到来しています。

今後、安心安全を確保するための基盤となる、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラの更新も多額の経費が必要となることから（図表2-4、2-5）、公共施設の建物について、その全てを「古いから建替える」ということは、事実上不可能といえます。

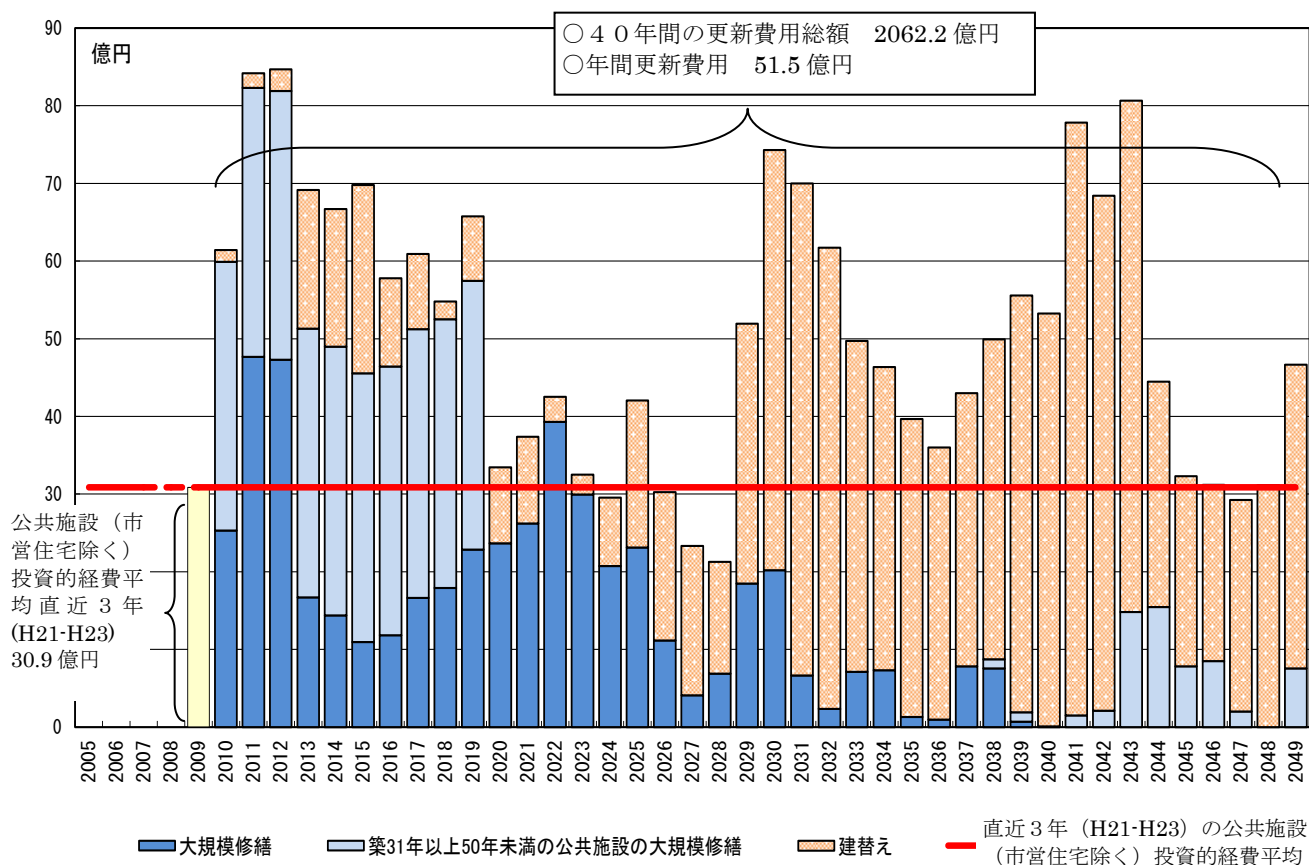
図表2-4

シセツ・カルテ344施設（小・中学校含む）及び市営住宅、インフラ資産（道路、橋梁）の将来の更新費用の推計



図表 2-5

シセツ・カルテ 3 4 4 施設の将来の更新費用の推計



- ・図表 2-4 及び 2-5 は、総務省が平成 23 年度に行った市町村が所有する学校、公民館などの公共施設や道路、橋りょう、上水道、下水道のインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）に係る将来の更新費用の比較分析調査の際に使用した更新費用試算ソフトにより試算したものです。
- ・公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、40年度分の更新費用を試算しています。
- ・建築物の耐用年数は60年と仮定し、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定しています。
- ・なお、試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定しています。

3. 公共施設の再配置の必要性

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

人口推計：15万人（2010年）→12万人（2030年）

本市の昭和30年の国勢調査による人口は129,458人で、高度経済成長期からの人口増加が続き、昭和60年には167,302人となりました。

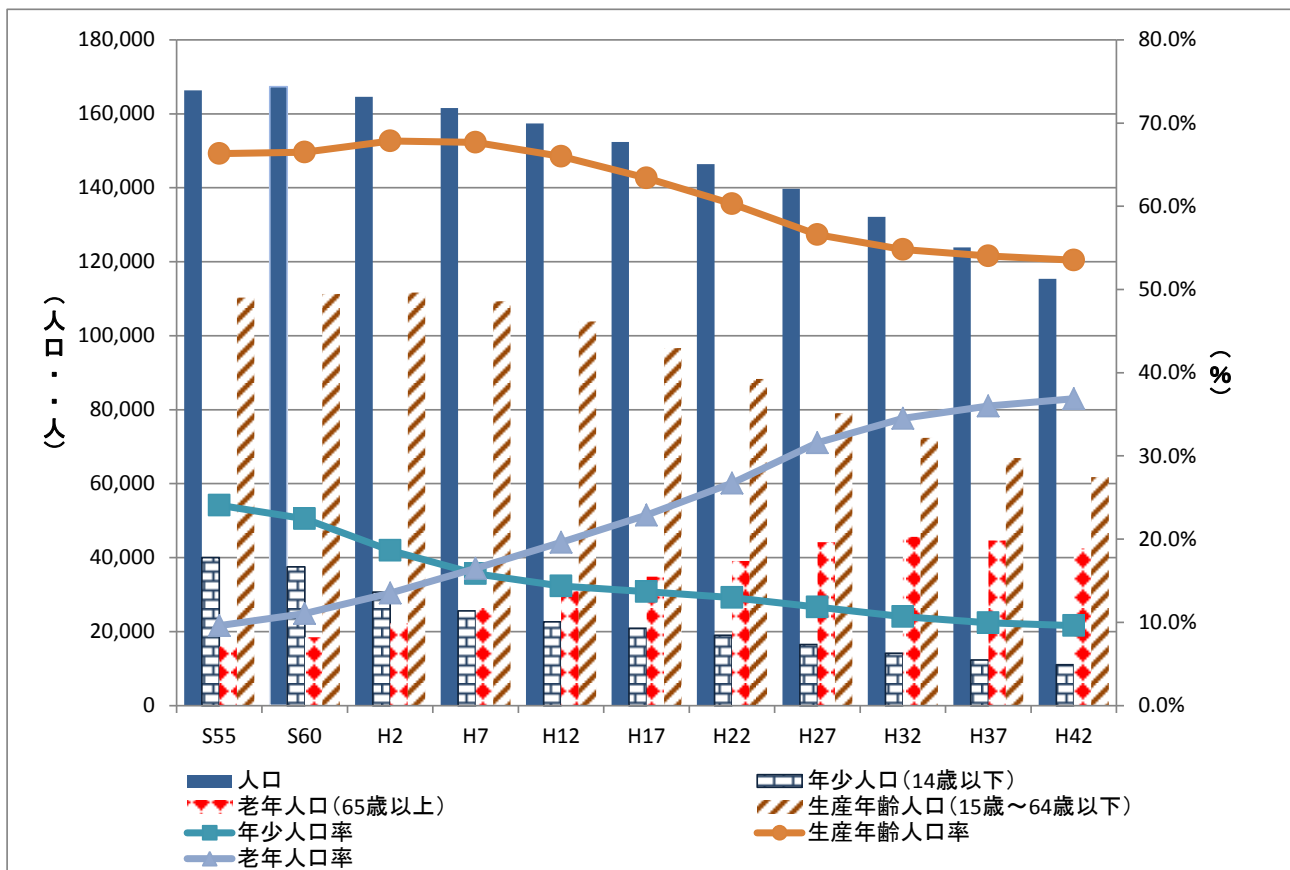
しかし、平成2年からは人口減少に転じ、平成22年では149,487人と、大きく減少しています。

平成20年12月に発表された国立社会保障・人口問題研究所による将来の人口推計では、18年後の平成42年の本市の人口は、約12万人と推計され、14歳以下の年少人口は10%を割り込む一方、65歳以上の老年人口は35%を上回るとされています。

さらに、15歳から64歳までの生産年齢人口も、26,519人減少すると推計されています。（図表3-1）。

このため、人口規模の縮小や少子高齢化の時代に即した行政サービスの質と量の提供を見据えた、公共施設の規模や用途の多様化、効率的な配置等が不可欠です。

図表 3-1 本市の人口構成の変化



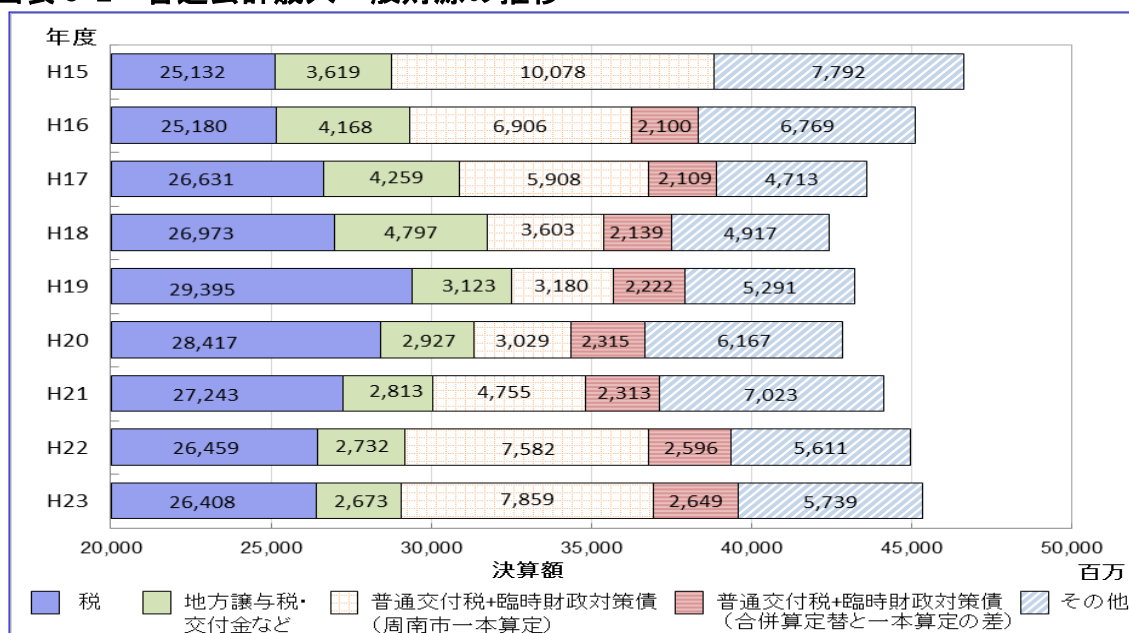
(2) 厳しい財政状況への対応

本市の普通会計ベースの歳入の一般財源（図表 3-2）を見ると、景気低迷等の影響から、近年は市税の減少が続き、今後も、租税負担等を担う生産年齢人口の減少の影響から、更なる減少が予測されます。

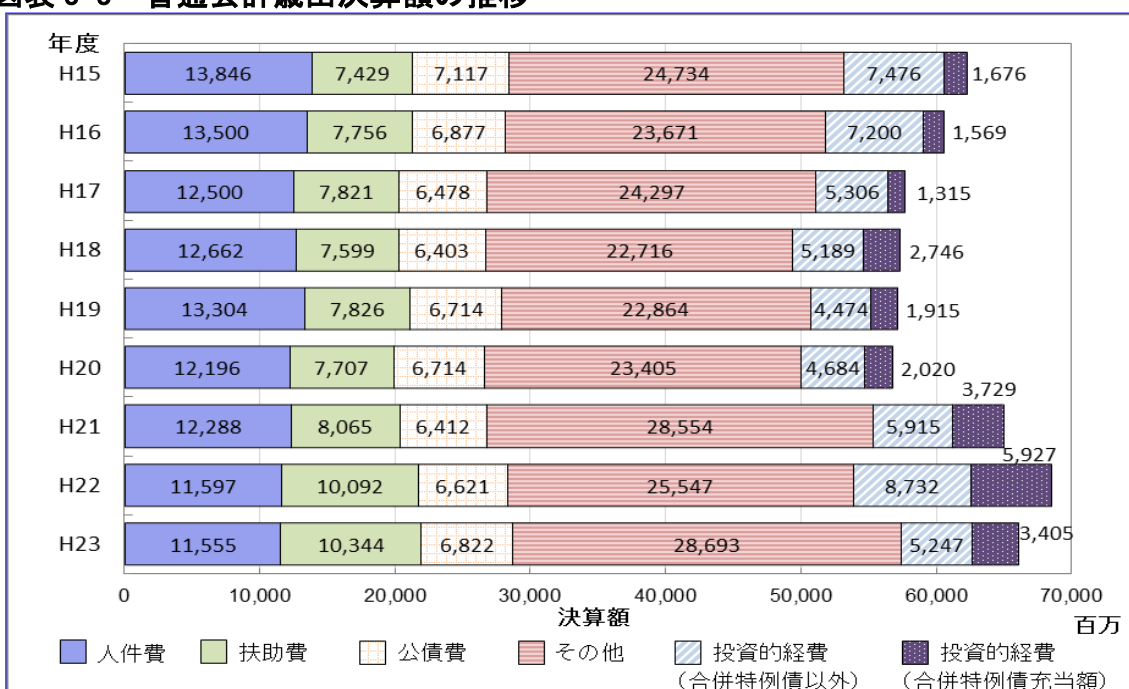
一方、普通会計ベースの歳出の決算額の推移（図表 3-3）を見ると、人件費は減少しているものの、扶助費、公債費、繰出金などが増加傾向にあり、今後も、高齢社会等の影響から、更なる増加が予測されます。

こうしたことから、施設管理運営経費に充てることができる財源は、今後大きく減少すると考えられます。

図表 3-2 普通会計歳入一般財源の推移



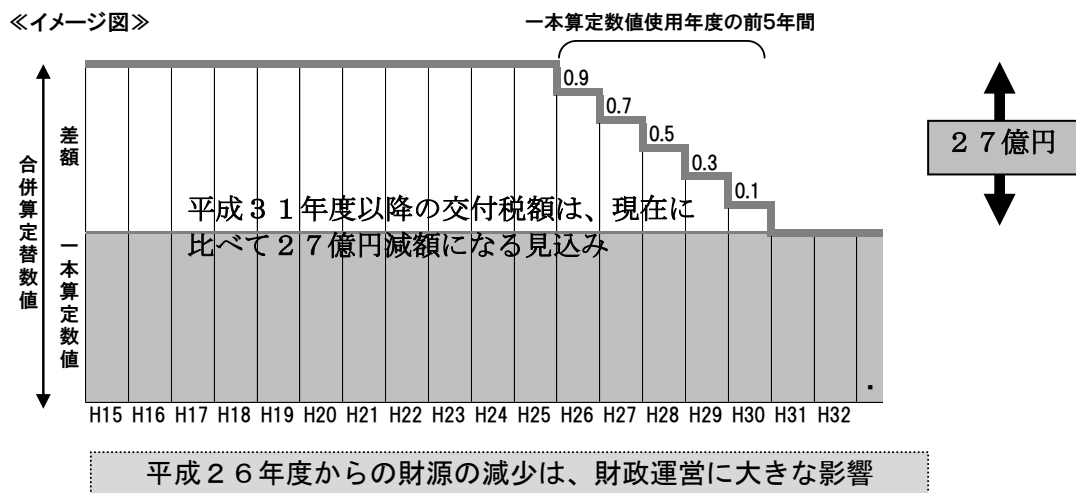
図表 3-3 普通会計歳出決算額の推移



合併 15 年後の地方交付税：▲ 27 億円 ⇒ 歳入減少時代の到来

さらに、合併に伴う地方交付税の特例措置が平成 26 年度から逡減し、平成 31 年度には終了（平成 24 年度時点推計で△ 27 億円）することなどから、本市の財政運営は極めて厳しい状況を迎えます（図表 3-4）。

図表 3-4 地方交付税減額（合併算定替と一本算定との差）



（3）公共施設の保有総量の抑制は避けられない課題

現在の市民サービスを維持するとともに、時代の要請に応じて医療、福祉、保健などの社会保障分野の充実を図るためには、これまで以上に行財政改革を進めなければなりません。

シセツ・カルテを作成している 344 施設の将来の更新費用の推計（7P 図表 2-5）では、1 年当たりの施設更新費用が約 51 億 5 千万円で、それに対して平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 か年の平均で試算した、公共施設の整備等に要した投資的経費は、事業費で約 30 億 9 千万円となっています。

このことは、単純に比較すると更新のために従来通りの事業費を確保できたとしても、残り 4 割の施設は削減せざるを得なくなるともいえるものです。

本市の財政状況を考えると、老朽化した施設の全てを新しく更新することは、不可能と考えられます。

このため、施設の統合、廃止などを計画的に行い、公共施設の総量の抑制は避けては通れない大きな課題となっています。

Ⅲ. 再配置計画策定に向けた公共施設の検証と基本方針

1. 再配置計画の基本的な考え方

(1) 公共施設再配置の定義

「公共施設再配置」とは、市が保有する公共施設の総量抑制を前提に、存続する施設（建物）の統廃合、あるいは改修や更新など、長寿命化策を総称することと定義します。

(2) 再配置計画

再配置計画は、本市の大命題である持続可能な行政運営の実現を念頭に、老朽化が進む公共施設の適正な機能の確保や、適正規模を含めた効率的な管理運営を実現するための計画です。

再配置計画では、施設の将来の方向性の検証結果や基本方針に基づき、対象となる公共施設について、再配置の取組みの基本計画を定めます。

施設の利用形態によって、個別計画を策定し、実行します。

(3) 公共施設の適正な維持管理

再配置計画により、建物を存続する場合にあっては、計画的に長寿命化を図っていくとともに、施設の適正かつ効率的な維持管理が前提となります。

このため、施設マネジメントの導入や一元管理を行うための体制の構築を検討します。

(4) 公共施設再配置の継続的な推進

市が公共施設として存続する施設を適正に維持管理するために行う、施設の更新や大規模改修等の長寿命化への取り組みは、短期間で集中的に実施すれば良い訳ではありません。

今後40年間の施設に要する更新経費と、それに投資できる財源の平準化が重要となります。

このため、10年、20年後を見据える中で、一定の計画期間を定め、計画的な事業進捗を図るとともに、公共施設再配置を継続して推進するために、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルによる事業管理を実施します。

(5) 「周南市まちづくり総合計画後期基本計画」との関係

現在、本市では平成22年度を初年度とし、平成26年度までを計画期間とする「まちづくり総合計画後期基本計画」に基づき、着実な市政運営を進めています。

再配置計画は、この後期基本計画の下位計画に位置付けられるものですが、限られた経営資源の中で、施設、特に建物の総量を抑制する視点も含んでいますので、上位計画との不整合も起きる可能性があります。

施設、「ハコモノ」に頼らないサービスの提供への転換が求められていることから、機能面について後期基本計画との整合を検討しますが、不整合が生じる場合は、次期基本計画の策定作業の中で、本計画との整合性を図ります。

(6) 再配置計画の対象施設

平成24年4月1日現在で、本市が保有する879の公共施設のうち、この計画で対象とする施設は、公民館やコミュニティ施設等の市民が直接利用する施設や、事務庁舎、小・中学校など合わせて344施設を対象とします。

	利用形態別区分	用途別施設数
1	事務庁舎 (32施設)	庁舎(4)、総合支所(3)、支所(17)、消防庁舎(6)、職員会館(1)、周南緑地公園中央管理事務所(1)
2	市民交流施設 (67施設)	コミュニティセンター(8)、公民館(42)、農村環境改善センター(2)、農林集会所(2)、隣保館(4)、教育集会所(4)、大津島ふれあいセンター(1)、金峰山の里交流館(1)、ゆめプラザ熊毛(1)、コアプラザかの(1)、中須北交流拠点施設(1)
3	教育文化施設 (23施設)	図書館(5)、美術館(2)、展示室(3)、ホール(4)、会議室(1)、勤労者施設(3)、大田原自然の家(1)、尾崎記念集会所(1)、回天記念館(1)、山田家本屋(1)、須金和紙センター(1)
4	スポーツ施設 (38施設)	体育館(5)、野球場(2)、庭球場(3)、武道館(3)、運動場(17)、プール(8)
5	こども関連施設 (63施設)	幼稚園(14)、保育園(18)、児童園(2)、児童館(5)、子育て交流センター(1)、児童クラブ(23)
6	福祉施設 (20施設)	地域福祉センター(2)、老人デイサービスセンター(4)、特別養護老人ホーム(1)、経費老人ホーム(1)、老人休養ホーム(1)、老人憩いの家(3)、老人福祉センター(1)、介護予防施設(2)、障害者デイサービスセンター(1)、心身障害者福祉作業所(1)、介護老人保健施設(1)、高齢者生産活動センター(1)、ふれあいプラザきくがわ(1)
7	保健衛生施設 (15施設)	保健センター(2)、市民病院(1)、診療所(9)、医師住宅(3)
8	産業観光施設 (15施設)	市場(2)、動物園(1)、国民宿舎(1)、温泉保養施設(2)、観光交流施設(4)、八代農産物加工所(1)、あぐりハウス(1)、大潮田舎の店(1)、長田フィッシャリーナ(1)、鹿野天神山レクリエーションゾーン(1)
9	学校関連施設 (62施設)	小学校(37)、中学校(18)、学校給食センター(7)
10	その他施設 (9施設)	斎場(2)、駐車場(5)、交通教育センター(1)、旧熊毛公民館(1)
11	遊休施設	休校・廃校の小中学校等

2. 再配置計画の策定手順

市が保有する公共施設を適正に管理し、長寿命化や更新等を行うため、第1段階として、「再配置計画」を策定し、各施設の将来の方向性を明らかにします。

その後、存続する施設の「施設マネジメントシステム」の構築を検討し、施設の適正管理や長寿命化、更新等を計画的に進めていきます。

(1) 再配置計画の検討の進め方

【第1段階】※平成24年度中に実施する内容

- ① 対象施設の「シセツ・カルテ」を更新し、施設の老朽度や利用状況、管理コスト等を把握し、施設の現状を点検します。
- ② 対象施設の将来の方向性を、建物と機能の面から検証します。
※建物とは、建築物そのものを指し、機能とは、提供するサービスをいいます。
- ③ 検証結果と再配置計画の基本方針を定め、これに基づき、再配置計画を策定します。

この再配置計画は、対象施設の利用形態ごとの方向性を示すもので、今後の公共施設あり方を示した基本計画、いわゆるマスタープランとします。

(2) 保有総量抑制の実施と個別計画の策定

【第2段階】※平成25年度中の個別計画策定が目標

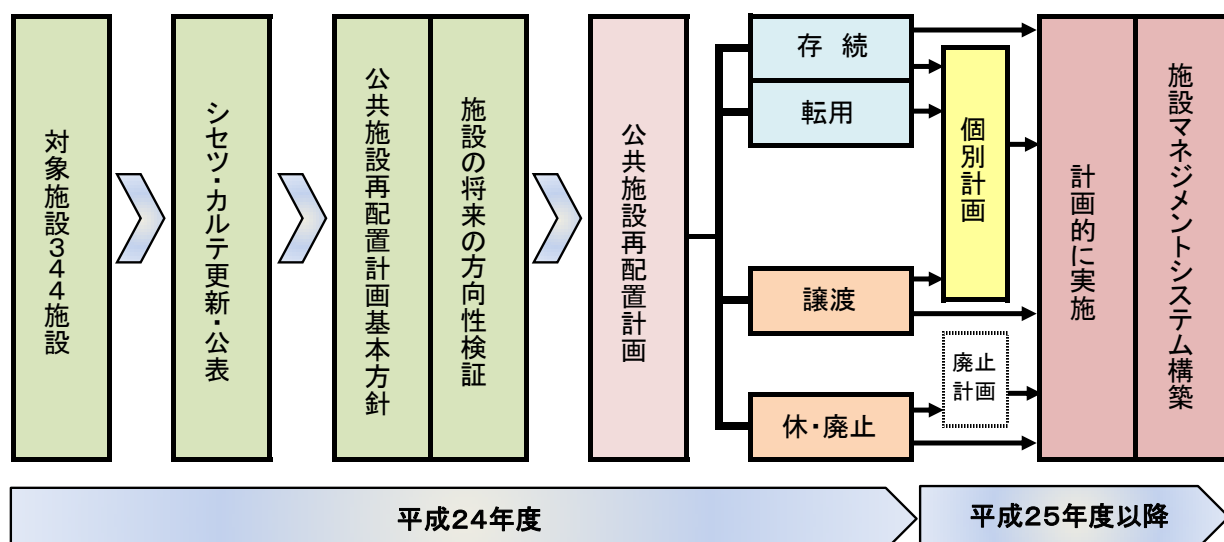
- ① 再配置計画の示した将来の方向性に基づき、実施できる施設は、速やかに実行します。
- ② 実施にあたって、複数の施設が対象となる場合や、利用者等との調整が必要となることが容易に想定されますので、その場合は、区分毎に個別計画（アクションプラン）を策定し、計画的に実施します。

また、建物を廃止する場合であっても、必要に応じ、廃止計画を策定します。

(3) 公共施設マネジメントシステムを構築し、適正な管理を目指す

【第3段階】

- ① 存続とする施設の長寿命化、更新を行うため、公共施設マネジメントシステムの構築や組織体制を検討し、計画的な管理を実施します。



3. 公共施設再配置に当たっての視点

公共施設再配置に当たっては、施設と機能の両面から検討し、次の4つの視点を踏まえ、将来の施設の方向性を定めることを基本とします。

視点1 まちづくり総合計画との整合性（施設の方向性）

周南市が行うまちづくりでは、市のマスタープランである「まちづくり総合計画」の実現が求められます。

このため、総合計画に掲げられた施策や事業の目的の達成のために、真に必要な施設であるかの視点に立ち、施設の将来の方向性を検討していきます。

視点2 将来を見据えた保有施設の最適化（施設総量の抑制）

今後予想される人口減少や厳しい財政状況等を考慮すると、現在市が保有する全ての公共施設を維持管理し、改修や建て替えを行っていくことは不可能です。

このため、必要十分な施設数から、必要不可欠な施設配置の視点に立ち、施設の総量を抑制していきます。

視点3 公共施設が多機能化や他用途への転用（施設の有効活用）

施設を存続するとした場合であっても、組織等の縦割りを廃し、行政サービスを維持向上する観点から、施設や設備等の共用による既存施設の多機能化や、利用者ニーズの低下している施設の他の用途への転用を検討する必要があります。

このため、施設が多機能化や他の用途への転用の視点に立ち、施設の有効活用を積極的に進めます。

視点4 民間活力の活用や受益者負担の適正化（施設管理運営の効率化）

行政サービスを提供するために必要な施設であっても、施設の管理や運営の経費は、市民の皆様の税金等で賄われていることから、貴重な予算を際限なく投入することは厳に慎まなければなりません。

このため、施設の設置目的や業務内容等を精査する中で、民間活力の活用や受益者負担の適正化を常に意識した視点に立ち、行政サービスの向上と施設管理運営の効率化を徹底的に進めます。

4. 公共施設の検証方法

「まちづくり総合計画との整合性」、「施設総量の抑制」、「施設の有効活用」、「施設の管理運営の効率化」の4つの視点に立ち、次の検証方法に基づき、施設の具体的な方向性を示します。

（1）検証の手順と検証内容

- ① 最初に、「シセツ・カルテ」を活用した、施設の現況、利用実態等の運営状況、管理運営コスト等を活用して、施設の実態を検証・分析します。
将来の方向性の検証においては、「シセツ・カルテ」による検証・分析を、最も重要なものと位置付けています。
- ② 次に、「周南市公共施設見直し指針（平成18年9月策定）の見直し基準をベースに、「公設の必要性」、「地域性」、「重複性」等に着目し、施設を建物と機能の面から検証します。
- ③ まちづくり総合計画の着実な推進のため構成されている「事務事業」の効果や成果を測り、事業の改善を行うことを目的に実施している事務事業評価結果

やこれまでに実施した「事業仕分け」結果等を確認します。

- ④ 最終的に、①、②、③の検証分析結果に、再度、まちづくり総合計画等との整合を図る中で、建物と機能の両面から、将来の方向性について、総合的に評価し、決定します。

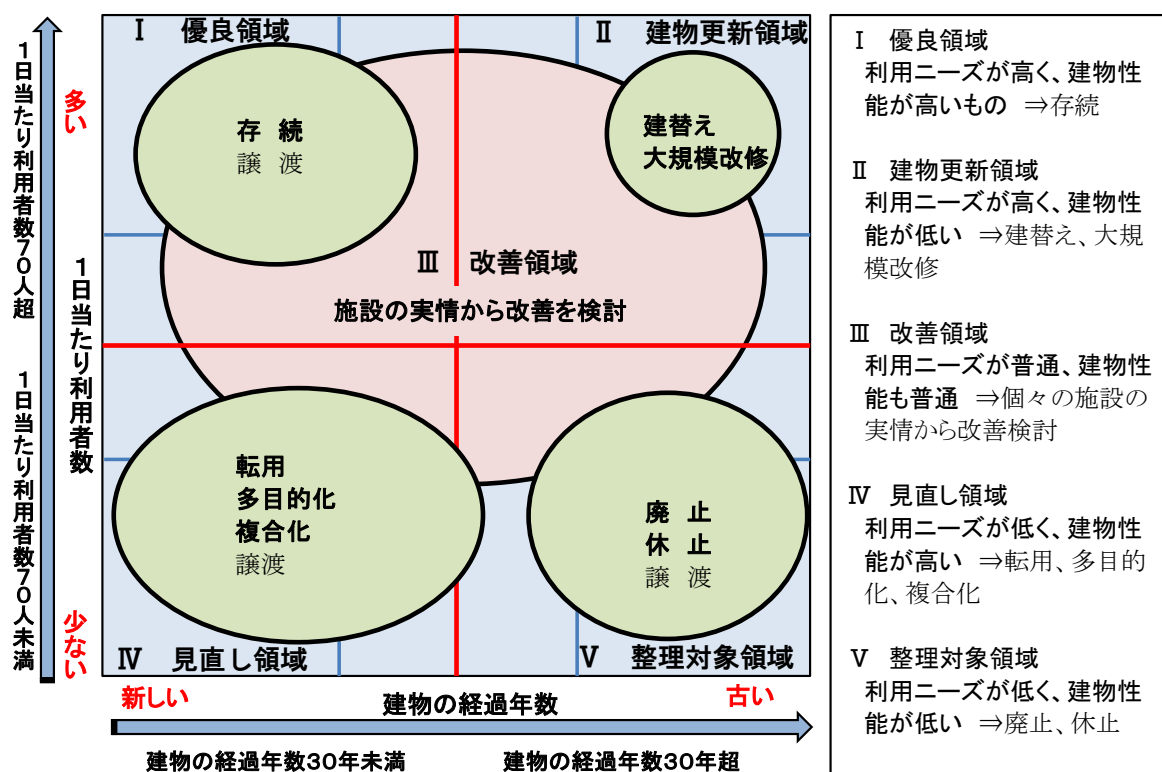
(2) 検証方法

① 「シセツ・カルテ」に基づく、ポートフォリオ分析等による検証

「シセツ・カルテ」には、施設の概要（建築年度、敷地面積、延床面積等）や管理運営の状況（管理形態、利用者数等）、管理運営コスト（事業運営にかかるコスト、施設にかかるコスト等）、施設運営の方向性（所管課の考え方）等を登載しています。

検証にあたっては、「シセツ・カルテ」の情報の中から、管理運営に大きく関係する施設の「利用者ニーズ（ソフト）」と「建物性能（ハード）」の2つの指標を用いて「ポートフォリオ分析」（図表 6-1）を行います。

図表 6-1 ポートフォリオ分析



【分析の視点(分析欄に記載する事項)】

ポートフォリオ分析により、施設の状況を整理し、次の4点の視点を加え、検証を行います。

- ① 利用ニーズは、1日当たりの利用者数に加え、施設の稼働率の状況を検証します。
- ② 建物性能においては、建物の経過年数に加え、バリアフリー対応（トイレの洋式化の現状を含む。）、耐震性等の状況を検証します。
- ③ 管理運営コストの状況を検証を行います。
- ④ これらに加え、起債の残や国県の補助金残、借地等の施設の抱えている問題を相対的に検証し、施設の方向性を、「A(休止・廃止(施設統合を含む。))」、「B(民間譲渡)」、「C(地域譲渡(地元管理を含む。))」、「D(転用(多目的化を含む。))」、「E(存続)」に分類します。

※ポートフォリオ分析とは、重要な2つ指標の組合せによる平面への配置法を使って、最適な戦略を決定するための有効な分析手法です。

②周南市公共施設見直し指針の見直し基準による検証

「周南市公共施設見直し指針（平成18年9月策定）」の見直し基準（図表6-2）の「公設の必要性」、「地域性」、「老朽化」、「重複性」、「有効性」の5つの検証項目を用い、見直しフロー図に沿って、施設を建物と機能の面から検証し、「A（休止・廃止・民営化）」、「B（地域譲渡（地元管理を含む。）」、「C（統合）」、「D（転用）」、「E（存続）」のいずれかに分類します。

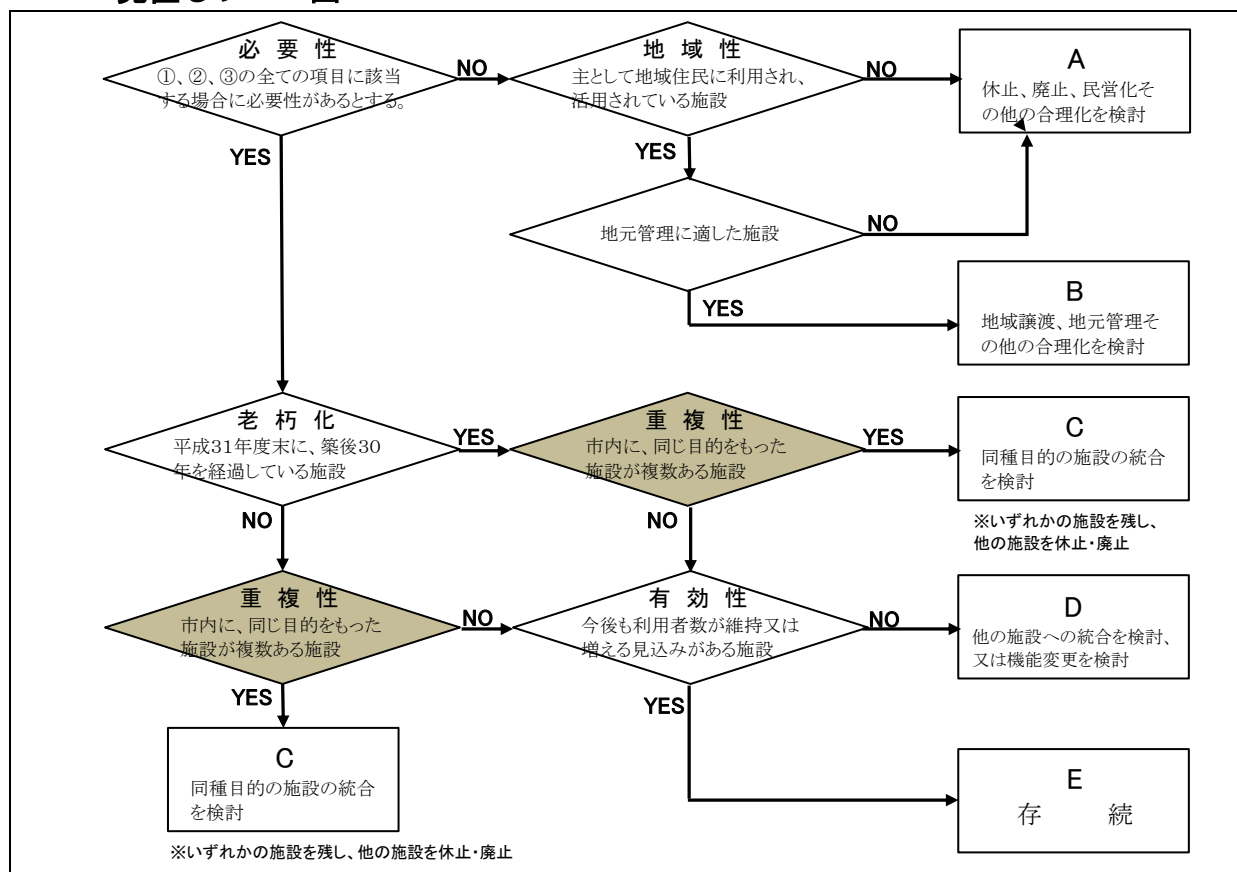
図表 6-2 周南市公共施設見直し指針の見直し基準

検証項目

次の検証項目について、下記「見直しフロー」に沿って検証を行います。

	検証項目	内 容
1	公設の必要性 ※右の項目のすべてに当てはまる場合に必要性があるとします。	①法令により、又は市の重要な施策として設置する施設 ②同様・類似サービスを提供する民間等の施設がない、又はあってもすべてのサービスをカバーできない施設 ③施設の設置目的又は社会的ニーズが希薄化していない施設
2	地域性	主な利用者層を検証し、主として地域住民に利用され、活用されている施設
3	老朽化	平成31年度末時点で築後30年を経過している施設（昭和56年以降大規模改修が行われた、又はこれから行われる予定がある施設を除く。）
4	重複性	市内に同じ目的をもった施設が複数ある施設
5	有効性	年間利用者数の推移を検証し、今後も利用者数が維持又は増える見込みがある施設
※留意事項 ・公設の必要性は、個別の施設で検証するのではなく、同種目的施設グループで検証します。 ・そのほかの地域性、老朽化等は、個別の施設で検証します。		

見直しフロー図



③「行政評価の事務事業評価結果」等の確認

事務事業評価や事業仕分け結果等を確認し、評価内容等を点検します。

この事務事業評価は、まちづくり総合計画の施策に対して、施設や提供するサービスに改善点はないかを検証するものです。

④「総合評価」による施設の方向性の再検証

「シセツ・カルテ」や「公共施設見直し指針」による検証、「事務事業評価結果等」の確認を基に、再度、まちづくり総合計画との整合等を、建物と機能の面から点検し、総合的な視点から、最終的な検証を行います。

その結果、施設の将来の方向性を、「A（休止・廃止（施設統合を含む。）」、「B（民間譲渡）」、「C（地域譲渡（地元管理を含む。）」、「D（転用（多目的化を含む。）」、「E（存続）」のいずれかに決定します。

（３）総合的な検証結果の考え方と再配置計画の策定

「総合評価」にあたっては、施設を建物と機能の面から点検しますが、評価は建物の方向性を示しています。

この検証結果に基づき、再配置計画の策定の中で機能面を含めた検討を行います。

また、廃止・休止や譲渡、転用する時期は、起債の繰上償還や補助金等の返還、土地の所有形態等の問題を整理の上、再配置計画で定めませんが、利用者との合意などの諸課題が解決できる場合、直ちに実施します。

①「A」：廃止・休止（施設統合を含む。）

○施設の設置目的を達成したものや、利用率が著しく低く、費用対効果が望めないものなどは、機能も廃止します。

○廃止する施設は、建物の解体を基本とします。また、直ぐに廃止・休止できない場合にあっても、施設の改修等を行わないこととします。

○施設統合の場合、統合される施設は廃止となります。

②「B」：民間譲渡

○公的関与の必要性が希薄なものや、施設を取り巻く時代背景の変遷から今日のニーズに適合しないものは、機能の廃止や民営化を検討します。

○民間活力を積極的に活用した方が、サービスの質の維持向上や効率的な管理運営が見込まれる施設は、民間へ譲渡します。その際、建物は譲渡し、土地は譲渡や貸与を検討します。

③「C」：地域譲渡（地元管理を含む。）

○地域が主体となって管理運営することで、機能の向上が期待できる場合に、施設を地域へ譲渡します。

○譲渡にあたっては、建物は無償譲渡、土地は無償貸与を基本とします。

○地元管理とし、段階的に譲渡を進めていく場合など、指定管理者制度の活用も検討します。

④「D」：転用（多目的化を含む。）

○地域性等を考慮する中で、施設の有効活用と一層の市民福祉の増進が期待できる場合は、建物自体を他の目的へ転用します。

○他の機能を付加し、多目的利用や複合化を図る場合は、施設設置条例を改正します。

⑤「E」：存続

- 存続とする施設においても、管理コストの削減やサービスの向上に向けた取り組みを継続的に実施します。
- 施設設備の改善、整備等の必要があるものは計画的な点検、修繕を行います。

5. 対象施設の検証結果

(1) 内部検証の結果

施設を検証した結果は、下表のとおりとなりました。

建物毎の方向性につきましては、「別表1 対象施設の検証結果一覧表」に示しています。

継 続		譲 渡		廃止・休止	合 計	うち個別計画 策定予定
存 続	転 用	民間譲渡	地域譲渡			
224	22	10	23	65	344	24

対象施設の検証結果と次の再配置計画基本方針に基づき、再配置計画を策定していきます。

(2) 個別計画を策定する施設区分

個別計画は、全ての施設について施設形態毎を基本として策定していきますが、例えば次の施設のように、同一の施設形態の枠を超えて協議・調整を行う必要がある場合には、施設形態に関わらず、関係施設による個別計画を策定します。

(例)

- 出先機関
 - ・総合支所、支所、公民館、コミュニティセンター、農村環境改善センター等
- 本庁舎の建設に合わせて検討する必要がある施設
 - ・本庁舎、教育庁舎、港町庁舎、港町分庁舎、市民館、市民交流センター、徳山勤労福祉センター・勤労青少年ホーム等
- 遊休施設

6. 再配置計画基本方針

(1) 保有総量の抑制

対象とする施設の更新経費と過去3年間の投資的経費から算出した更新経費に充当可能な事業費の試算結果から、公共施設の建替え可能な割合は、事業費ベースで約60%となっています。

このことは、対象施設の約4割の削減が必要となることを意味しています。

しかしながら、この削減を実施すれば、市民サービスに大きな影響を与えることにもなります。

今後の市の財政状況は、生産年齢人口の減少から市税収入の増加は見込めず、少子高齢化による扶助費等の増加などによる歳出の増が見込まれる中、全ての施設を更新することは困難となっています。

したがって、将来に向けて真に必要なとされるサービスの維持・向上を図っていくためにも、公共施設の検証を行った結果、廃止・休止・譲渡となった建物については、合併支援措置が完全になくなる平成31年度末までに、市が保有する公共施設の総量の抑制に、着実に取り組まなければなりません。

また、検証の結果、存続とした建物を更新する場合であっても、周辺施設や同種の機能を持つ施設との統廃合や必要最小限の面積とするなど、総量抑制に取り組んでいきます。

(2) 建物から機能重視への方向転換

再配置計画は、「建物ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」はできる限り維持しつつ、「建物」は削減していくとの考え方に立ち、進めていきます。

(3) 多機能化・複合化への積極的な取り組み

施設を存続するとした場合であっても、組織等の縦割りを廃し、行政サービスを維持向上する観点から、施設や設備等の共用による既存施設の多機能化や複合化、他の用途への転用を積極的に進めます。

特に、都市部において、老朽化した施設を更新する際には、多目的化や複合化を進め、周辺施設等の廃止を併せて検討します。

つまり、一つの施設が一つの機能を果たすという考え方を改め、施設の有効活用を進めます。

(4) 施設の計画的な保全（長寿命化）

再配置計画において存続するとした建物には、適切な手法による建物評価を行い、「長期に活用する施設」を抽出し、耐震化やバリアフリー、ユニバーサルデザイン等に配慮し、建物の利便性を考慮しながら、計画的な保全による、建物の長寿命化を図ります。

このためには、適切な公共施設マネジメントが重要となりますので、公共施設の管理の一元化や、計画的な改修、更新等を行う組織体制の構築を検討していきます。

(5) 財源確保等への取り組み

①資産の有効活用の推進

市が保有する行政財産や普通財産の中には、有効活用されていないものや、有効活用できるものがあります。

また今後、公共施設の総量抑制を進める中で、新たな未利用資産が発生して

きます。

これらの未利用・未活用資産については、積極的に売却・貸付などを実行し、今後の再配置のための財源を確保していきます。

②再配置のための財源充当のルール化

公共施設を廃止した場合の建物の解体や存続施設の更新、譲渡のための改修等には、相応の財源が必要となります。

毎年のある一定の財源充当のルール化や基金の造成等を検討します。

③受益者負担の適正化

公共施設の管理運営や維持保全、施設の計画的な大規模改修、建替えには、多額の経費が必要です。

この経費の大部分は、市民の税金で賄われていることから、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性の観点から、維持管理に必要な経費を、一定の割合で利用者に負担していただくことが必要です。

今後、減免基準の見直しや使用料の積算においては、利用者の負担割合が適切かどうかの検証を含めた、更なる受益者負担の適正化を検討します。

(6) 災害対策拠点及び避難所機能の強化の優先

平成23年3月11日、東北地方を始め東日本全域にわたって、甚大な被害を及ぼした東日本大震災が発生しました。

このことから、市庁舎、小・中学校等の公共施設が災害発生時において、重要な役割を担うことを、改めて再認識させられました。

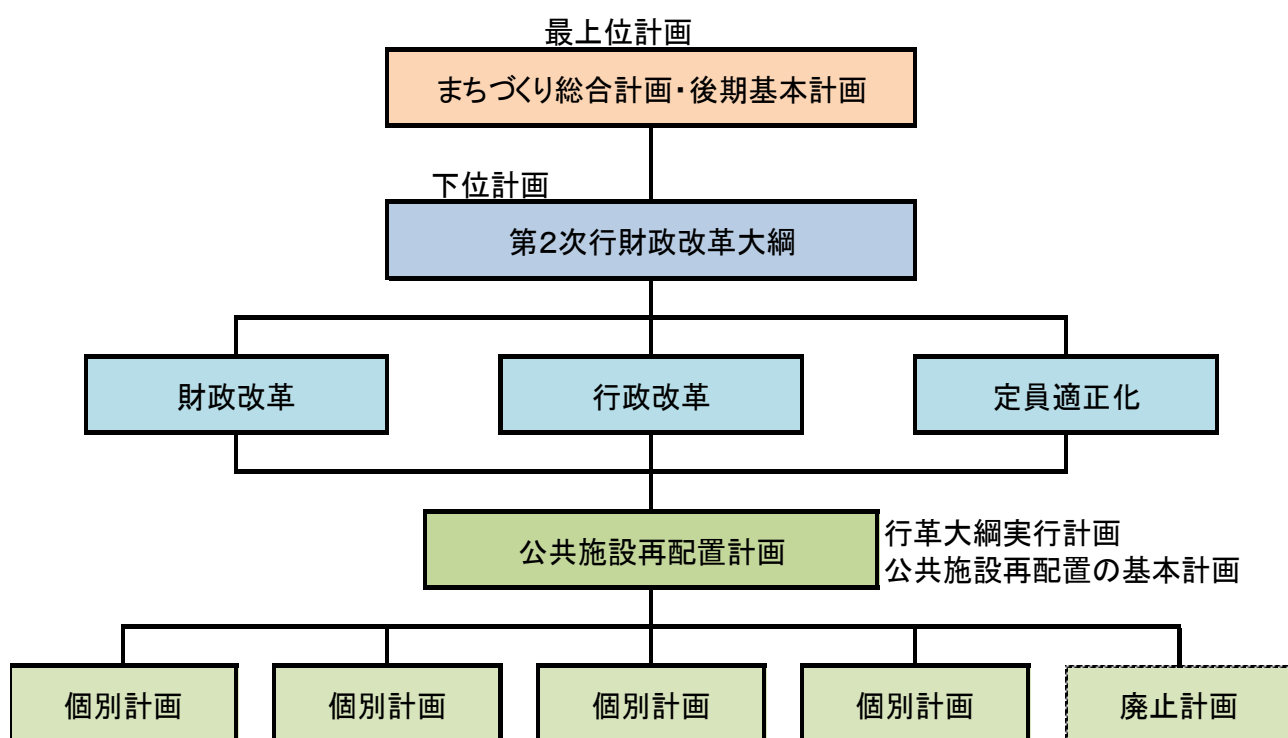
災害発生時において、初動から復旧・復興に至るまで災害対策の拠点となる本庁舎の更新や、住民の避難場所となる小・中学校等の公共施設の耐震化の促進等の避難所機能の強化は優先的に検討します。

IV. 再配置計画

1. 再配置計画の位置付け

再配置計画は、平成22年3月策定し、平成24年2月に改訂した「まちづくり総合計画後期基本計画」の「第4章計画推進のための方策」に掲げられた「効率的な行政経営」の基本施策「行政改革の推進」の「公共施設の利用状況や将来の負担額を見極め、老朽化した施設について、今後のあり方や既存施設の有効利用等について検討します」との施策の展開に資するものです。

再配置計画の位置付けは、まちづくり総合計画を実現するための下位計画である「第2次周南市行財政改革大綱」の改革の柱である「財政改革」と「行政改革」の実現に寄与するための実行計画です。



2. 再配置計画の基本構成

再配置計画は、基本方針で検証した、344の対象施設の「施設の将来的な方向性」に基づき、利用形態別に「現状と課題」、「見直しの方向性」、「スケジュール」を具体的に掲げ、公共施設の保有総量の抑制を含めた、再配置の取組みの基本計画（マスタープラン）となるものです。

再配置の取組みは、この計画が示した方向性を基準として、施設担当部署において、個別計画（アクションプラン）を策定し、できるものから速やかに実行します。

3. 計画期間

再配置計画の期間は、公共施設の更新時期の集中や、合併支援措置の終了年が一つ区切りとなることから、**平成25年度から平成31年度までの7年間**とします。

利用形態別の個別計画は、平成25年度中の作成を目標とします。

なお、期間中であっても、常に施設の利用状況等の把握を行い、存続する施設の見直しを進めます。

V. 利用形態別方針

基本方針の検証結果を踏まえた施設の利用形態別の方針を、次のとおりとします。

1. 事務庁舎

(1) 庁舎等・・・本庁舎、教育委員会庁舎、総合支所、支所など・・・26施設

《現状・課題》

本庁舎は建設後57年を経過し、耐震性もありません。また、本庁機能も各所に分散しており、市民の利便性や管理コストの重複等の問題があります。

総合支所は3か所、支所は15か所が設置されており、証明、届出、相談、収納業務、災害対応の拠点など地域住民にとって身近な行政窓口となっています。

また、大津島支所及び和田支所以外の13支所には公民館が併設されています。これらは、櫛浜支所の建設後44年を筆頭に、半数以上が建設後30年を経過しており、老朽化への対応が必要となってきています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	本庁舎は新たに整備し、市民の利便性の向上と防災機能の強化を図るとともに、分庁舎、教育庁舎、上下水道局舎等に分散している本庁機能を統合し、業務・意思決定の効率化を進めます。	
	また、庁舎整備に合わせて、近接し老朽化している市民館や勤労者福祉施設についても廃止・解体しますが、会議室等の市民開放機能の一部は新庁舎で補完します。	
	総合支所は、支所機能を残す形で段階的に縮小し、支所として存続もしくは他施設との統合を図ります。	
	支所は、市民の利便性の確保や災害時の対応等重要な部分も多いことから、その機能は維持しつつ、地域の拠点施設という観点で類似している公民館、コミュニティセンターとの統合を視野に入れた、再配置の個別計画を策定します。	
スケジュール	本庁舎	すでに検討に入っており、計画に沿って建設
	総合支所	平成25年度から段階的に見直しを開始
	支所	平成25年度から個別計画の策定に着手し、その後、計画に基づき整備

(2) 消防庁舎・・・6施設

《現状・課題》

消防施設は平成22年に建設された北消防署北部出張所以外は建設後30年を経過しています。なお熊毛地区は光地区消防組合の管轄区域となっています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	消防庁舎は、現在の施設配置を維持しつつ、計画的な施設改修や設備更新を行います。	
	なお、西消防署西部出張所は、平成24年10月27日で新施設が開所したため、旧施設は廃止します。	
スケジュール	消防庁舎	機能維持を目標に計画的な施設修繕等を実施

2. 市民交流施設

(1) 公民館等（公民館、コミュニティ、農村環境改善センター、その他）57施設 《現状・課題》

コミュニティ施設と公民館を合わせると、市内31のコミュニティ単位ごとに少なくとも1か所は配置されていますが、県内他市に比べ施設数が多く、重複施設の統合も必要です。公民館については建設時期が近いものが多く、老朽化への対応が集中します。また半数以上は建設後30年を経過しています。

施設運営は、指定管理者や嘱託職員による運営のほか、正職員による運営のものもあり、運営方法が異なっています。

その他、建設経緯等は異なりますが、ともに地域の集会施設として位置づけられる農村環境改善センターなどの類似施設があります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	公民館、コミュニティセンター等は、総合支所・支所と合わせて個別計画を策定します。 駅ビルにある市民交流センターは、機能は新たな駅ビル、本庁舎、空き店舗の活用等を検討し存続しますが、施設としては廃止します。	
スケジュール	公民館、コミュニティセンター等	平成25年度から総合支所、支所とともに個別計画の策定に着手し、その後、計画に基づき整備
	市民交流センター	現駅ビルの解体に合わせて廃止

(2) 隣保館、教育集会所、農林集会所・・・10施設

《現状・課題》

隣保館、教育集会所についてはすべての施設が建設後30年を経過しています。ただし高水会館以外の隣保館は、大規模改修を実施済みです。

いずれの施設も、地域の集会所的な施設としての機能が類似しています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	隣保館は、存続を基本とします。 教育集会所、農林集会所は、地域譲渡を検討します。	
スケジュール	隣保館	存続
	教育集会所、農林集会所	平成25年度から地域譲渡について検討

3. 教育文化施設（学校関係施設を除く）

（１）図書館・・・５施設

《現状・課題》

旧市町ごとに最低１か所設置されています。

建設後３５年の新南陽図書館は（仮称）学び交流プラザへの移設が決定しており、そのほかの施設は比較的老朽度が低い状況です。

引き続き存続する必要がありますが、新南陽地区においては２カ所の図書館があり、また、すべての図書館を直営で管理運営しており、運営の効率化の観点から運営方法を検討する必要があります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	図書館は旧市町ごとに１か所とした上で存続し、重複施設は転用を検討します。	
スケジュール	図書館	存続
	重複施設（福川図書館）	（仮称）学び交流プラザの整備に合わせて、他目的への転用を検討

（２）歴史・文化施設（美術館、展示室、回天記念館など）・・・１０施設

《現状・課題》

美術館が２館あり、展示室は図書館内に併設された２館と、独立した新南陽民俗資料展示室１館があります。施設の転用により整備された新南陽民俗資料展示室以外はいずれも建設後２０年未満と比較的新しい施設です。

大田原自然の家や須金和紙センターなどの体験型施設や回天記念館、山田家本屋、尾崎記念集会所などの展示型施設も整備されています。

大田原自然の家は建設後６０年と老朽化が進んでいますが、年間約１万人の利用者があります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	美術博物館、郷土美術資料館は存続とします。 新南陽民俗資料展示室以外の展示施設は存続とし、新南陽民俗資料展示室は老朽化により廃止を検討します。ただし、収蔵物の保管場所等については検討が必要です。 体験型施設は、施設ごとに老朽度や利用率、施設の効果等を検討し、継続、廃止、譲渡等の判断をします。 展示型の施設は存続とします。ただし、尾崎記念集会所は老朽化により廃止とします。	
スケジュール	展示施設	新南陽民俗資料展示室は廃止とし、収蔵物の保管場所等を検討
	体験型施設	平成２５年度から個別の検討に着手
	展示型施設	尾崎記念集会所は、平成２５年度から廃止に係る手続きを開始

(3) ホール・会議施設（文化会館、市民館、勤労者福祉施設など）・・・8施設

《現状・課題》

ホールは文化会館と市民館に固定式、新南陽ふれあいセンターとサンウイング熊毛に可動式の客席を有する施設が整備されています。

市民館は建設後55年を経過し、老朽化が進んでいます。また、サンウイング熊毛は、稼働率を上げる必要があります。

会議室機能を有する勤労者福祉施設は、老朽化が進んでいますが、「(仮称) 学び交流プラザ」の整備に合わせて廃止することが可能と考えられます。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	ホール機能を持ち、比較的新しい施設である文化会館、新南陽ふれあいセンター、サンウイング熊毛は存続とします。 市民館、市民館小ホール、徳山・新南陽の勤労者福祉施設は廃止しますが、それぞれが持つ会議室機能は、駅ビル、本庁舎、空き店舗の活用等を検討し継続します。	
スケジュール	ホール施設	文化会館、新南陽ふれあいセンター、サンウイング熊毛は存続
	市民館、市民館小ホール	施設は新庁舎の建設計画に合わせて廃止
	勤労者福祉施設	(仮称) 学び交流プラザの建設や庁舎建設に合わせて廃止

4. スポーツ施設

(1) 屋内体育施設（体育館、武道館、屋内運動場）・・・9施設

《現状・課題》

体育館は旧市町ごとに最低1か所設置され総数は5か所、武道館は3か所、屋内運動場は1か所整備されています。(仮称) 学び交流プラザの建設により解体される新南陽体育館と新南陽武道館以外は建設後30年以内となっています。

新南陽体育センターは、(仮称) 学び交流プラザに設置される体育館との機能重複がみられます。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	屋内体育施設は、新南陽体育センターを老朽化や重複施設解消のため廃止する以外は、現在の配置を基本として存続とします。	
スケジュール	新南陽体育館、新南陽武道館	(仮称) 学び交流プラザの建設に合わせて解体、再整備
	新南陽体育センター	次期大規模改修時に廃止
	その他の屋内体育施設	存続

（２）屋外体育施設（野球場、庭球場、運動場、プール）・・・２９施設

《現状・課題》

野球場が２か所、庭球場が３か所、運動場が１６か所、プール８カ所など、旧市町の施設をそのまま引き継いでおり、重複施設が多くみられます。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	屋外体育施設は、施設の老朽度、重複性、地域性等を考慮し決定します。 各地域に設置してある運動場は、スポーツ振興や防災面に果たす役割等を考慮して存続を基本とします。	
スケジュール	球場	新南陽球場は当面は継続して使用し、次期の賃貸借契約満了時に廃止
	プール	新南陽プールは次期の大規模改修時に廃止とし、鹿野プールは老朽化が激しいことから学校プールを別に建設した後に廃止
	運動場	存続
	庭球場	鹿野庭球場は、次期大規模改修時に廃止

５．こども関連施設

（１）就学前児童通園施設（幼稚園、保育園、児童園）・・・３４施設

《現状・課題》

幼稚園は、公立が１４園、私立が１３園の計２７園あり、公立では園児数の減少により適切な集団規模の確保が困難な園が複数存在し、定員に対する充足率は３０％程度まで低下している一方で、私立では園児数の確保に努め定員充足率は７０％程度を維持しています。

保育園は、公立が１８園、私立が９園の計２７園あり、幼稚園同様老朽化が進んでいます。保育園は、多くの園で定員を超えている状況となっており、入園希望者も増加傾向にあります。

児童園は２か所設置されていますが、園児数は減少傾向にあります。

就学前児童通園施設は施設の老朽化が進んでおり、耐震化が必要な施設も多数あります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	通学前児童通園施設は、私立との役割分担を明確にして民営化や統合による再編整備を行い、周南市全体として保育の質の向上に努めます。	
スケジュール	幼稚園、保育園、児童園	「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」（平成２２年４月策定）の基本的な考え方にに基づき、早急に実施計画を策定し再編整備を実施 公立幼稚園では、都市地域での民営化及び都市周辺地域での統合により再編整備を実施

（２）児童福祉施設（児童館、児童クラブ、子育て交流センター）・・・２９施設

《現状・課題》

児童クラブは利用ニーズが高く、専用施設が７か所整備されている外は、小学校の余裕教室や児童館などの施設を利用しています。

専用施設については比較的新しい施設が多く耐震性等の問題ありません。

児童館についても、子どもの居場所づくりの観点から必要な施設であると考えられます。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	児童福祉施設は、施設の状況や必要性を考慮して存続とします。	
スケジュール	児童福祉施設	存続

６．福祉施設

（１）高齢者福祉施設（福祉センター、デイサービスセンターなど）・・・１８施設

《現状・課題》

福祉センターは２か所あり、社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っています。いずれの施設も耐震性は確保されており、各種福祉サービスも実施中です。

特別養護老人ホームや軽費老人ホーム、デイサービスセンターは、民間参入も進んできており、公が実施する必要性が希薄となっています。

老人休養ホームや憩の家などの施設の中にも民営化や施設目的の変更が効果的であると考えられるものもあります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	福祉センター（２カ所）は福祉施策の拠点施設として存続します。その他の施設は、民間参入の状況、施設目的の変化、地域性等も考慮しながら、民営化を含んだ検討を行います。	
スケジュール	福祉センター	存続
	その他の福祉施設	平成２５年度から廃止、民営化、地域譲渡を含めた今後の施設運営のあり方について検討を開始

（２）障害者福祉施設（デイサービスセンター、福祉作業所）・・・２施設

《現状・課題》

障害者福祉施設は、デイサービスセンターと福祉作業所がそれぞれ１か所あり、施設も新しいものとなっています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	障害者福祉施設は、施設も新しく存続とします。	
スケジュール	障害者福祉施設	存続

7. 保健衛生施設

(1) 保健センター・・・2施設

《現状・課題》

保健センターは2か所あり、いずれも耐震性は確保していますが、新南陽保健センターは修繕等の頻度が高まっています。

運営体制としては市の直営で、徳山保健センターには職員を配置していますが、新南陽保健センターは嘱託職員で対応しています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	保健センター機能は存続する必要がありますが、新庁舎への移転も含めて一カ所への集約を検討します。集約により廃止となる施設は他の施設への転用を含めて検討します。	
スケジュール	保健センター	機能としては存続するが、新庁舎への移転も含めて一カ所への集約を検討

(2) 医療関係施設（市立病院、診療所、医師住宅）・・・13施設

《現状・課題》

新南陽市民病院は、施設としては新しく耐震性も有しています。

診療所は市街地に休日夜間診療所が1か所、中山間地域や離島に診療所が8か所と医師住宅が3か所整備されています。

なお、地域医療における診療所の老朽化や患者数の減少などに対応するため、「周南市地域医療のあり方検討委員会」が設置され、診療方法の検討が行われています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	新南陽市民病院は、引き続き経営の安定化を図りながら存続することとし、その他の診療所は、周南市の地域医療のあり方検討委員会等の検討による見直しの中で統廃合を含めて検討します。	
スケジュール	新南陽市民病院	存続
	診療所	早急に「周南市の地域医療のあり方検討委員会」により検討

8. 産業観光施設

(1) 産業施設（市場、加工所）・・・5施設

《現状・課題》

公設の卸売市場と水産物市場がそれぞれ1か所あります。卸売市場は建設後19年と比較的新しい施設ですが、水産物市場は建設後32年を経過しており、老朽化が進みつつあります。

地産の農産物の研究や加工販売を行う施設として、あぐりハウスや大潮田舎の店、八代農産物加工所があり、いずれの施設も比較的新しい施設ですが、地域密着の施設として利用者が限定されているものもあります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	市場は、存続を基本としますが、将来的には「廃止」や「民営化」も視野に入れておく必要があります。	
スケジュール	市場	存続
	農産物研究・加工施設	八代農産物加工所は早急に地域譲渡を検討

(2) 観光施設（動物園、国民宿舎、温泉施設、キャンプ場など）・・・10施設 《現状・課題》

動物園、温泉施設、キャンプ場などの観光・体験施設が市内各所に点在しており、本市の特徴をいかした観光の受け皿の一つとなっています。しかし、老朽化が進んだ建物や、同一地域で民間施設と競合するものもあります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	動物園は、現在リニューアルが進行中で、計画に基づき整備します。 温泉施設は公的関与の必要性を考慮しつつ存続としますが、併せて民営化や施設目的の変更も検討します。 その他の観光施設は、運営面の改善を強化しますが、利用率の悪い施設は廃止も検討します。	
スケジュール	動物園	現施設は廃止し、リニューアル計画により新たに整備
	温泉施設・観光交流施設	平成25年度から民間譲渡を含めた今後の施設運営のあり方について検討を開始

9. 学校関係施設（学校給食施設を含む）

（１）小学校・中学校・・・５５校

《現状・課題》

学校は小学校が３７校、中学校が１８校の計５５校あり、中山間地域での児童生徒数の減少が顕著で、複式学級編制の小学校が複数存在しています。

施設の耐震化率は、現在５８％で平成２７年度１００％を目標に取り組んでいます。施設の老朽化も進んでおり老朽改修にも多額の経費が必要となります。

学校の再編整備は、平成１９年３月の周南市学校再配置計画策定協議会からの答申「周南市学校再配置計画（案）」の基本的な考え方に基づき、複式学級の解消を最優先に教育環境充実の観点から、保護者や地域の意思を尊重しながら取り組みを進めています。

これまでに、平成２１年大向小学校、平成２２年長穂小学校、平成２３年大道理小学校、平成２４年翔北中学校が休校となり、平成２５年３月には大島小学校、杵島小学校が廃校し、平成２５年４月に（仮称）鼓南小学校を開校します。

しかし、中須小学校、須磨小学校、四熊小学校、八代小学校、中須中学校、鼓南中学校の統廃合については、保護者や地域との合意に至っていません。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	周南市学校再配置計画策定協議会からの答申を踏まえて策定した「小学校の再編整備（統廃合）に向けた取り組み方針」（平成２１年９月）及び「小学校の再編整備（統廃合）に伴う中学校の基本的な考え方（平成２２年９月）に基づき、引き続き小・中学校の再編整備を推進します。	
スケジュール	小学校、中学校	中須小学校、須磨小学校、四熊小学校、八代小学校、中須中学校、鼓南中学校の統廃合について、引き続き保護者や地域との合意形成へ取り組む 平成２５年４月開校の（仮称）鼓南小学校についても、平成３４年度までに統廃合の必要性を再度判断

（２）学校給食施設・・・７施設

《現状・課題》

老朽化した既存の学校給食センターを文部科学省が制定した学校給食衛生管理基準に適合した施設への建替えとともに、米飯の自炊設備の整備などのため、平成２０年に「周南市学校給食センター建設基本計画」（以下「建設基本計画」）を策定し、１２カ所の学校給食施設を整備することとしています。

建設基本計画の進捗状況は、平成２３年度までに２カ所の施設改修と３カ所の新センター建設が完了し、平成２５年度に新センター１カ所の建設を予定しています。

今後、状況の変化も考慮し、残る徳山西、新南陽の２カ所の学校給食センターに代わる施設整備について、公共用地の活用を踏まえながら、早急に進めていく必要があります。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	「建設基本計画」に基づき、計画的に施設整備を行います。 なお、整備に当たっては、建設用地の確保が重要であり、これを踏まえた整備を検討します。	
スケジュール	学校給食施設	建設用地の確保を踏まえた整備計画を検討

10. その他施設

(1) 斎場・・・2施設

《現状・課題》

新南陽、鹿野の施設は比較的新しい施設です。

旧徳山市と旧熊毛町の区域に住む市民は、周南地区衛生施設組合が運営する御屋敷山斎場を利用しています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	新南陽、鹿野の両斎場は、比較的新しい施設です。 市民生活に必要な施設であり、計画的な維持管理を行いながら存続することとします。	
スケジュール	斎場	存続

(2) 駐車場・・・5施設

《現状・課題》

駐車場は、市街地に4か所、周辺部に1か所の計5か所あります。

特に中心市街地にある地下駐車場は、建設後30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。

利用者も減少傾向となっています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	駐車場は、当面は存続とし、利用状況、老朽化、コスト等を考慮し、施設ごとに今後のあり方について検討します。	
スケジュール	駐車場	平成25年度より個別の検討に着手

（３）その他施設（交通教育センター、旧熊毛公民館）・・・２施設

《現状・課題》

交通教育センターは、交通教育の拠点として建設され３７年が経過しています。平成２２年度にセンター内の信号機や路面舗装が実施されていますが、管理棟の改修は行われていません。

旧熊毛公民館は、建設後３８年が経過した施設で老朽化が進んでいます。この施設では障害児童休日リフレッシュ事業が実施されています。

《見直しの方向性及びスケジュール》

見直しの方向性	両施設とも、施設が老朽化していることから廃止を検討します。	
スケジュール	交通教育センター	管理棟については、早急に廃止を検討 なお、ソフト部分である交通教育機能については存続
	旧熊毛公民館	廃止

１１．遊休施設（休校・廃校、その他の施設）

《現状・課題》

現在、休校の小中学校は、久米小学校譲羽分校、小畑小学校、大道理小学校、大向小学校、長穂小学校、須磨小学校峰畑分校、須金中学校、翔北中学校の８校あり、平成２４年度で廃校となる小学校が、大島小学校と給島小学校の２校あります。

廃校となった小中学校で活用されていない建物は、旧大潮小学校の校舎などがあります。

休校や廃校となる小中学校は、少子化が進む中山間地域にありますが、その地域の中心に配置されているものが多く、地域住民の思い出やシンボリックな存在ともなっています。

地域振興を目的とした利活用が望まれますが、過疎化や高齢化のため地域活力が低下しています。

休校や廃校となった建物や土地以外にも、有効活用されていない教職員住宅などの行政財産や普通財産を保有している現状がありますので、有効活用に向けての一定基準が必要となっています。

今後、再配置計画を着実に進めていく中で、公共施設の保有総量を抑制するため、遊休施設への対応を定めていく必要があります。

見直しの方向性	休校施設で再開予定の無い小中学校は廃校とし、普通財産として有効活用を図ります。 有効活用にあたっては、地域の活性化につながる方策を考えます。地域での活用が見込めない施設は、貸し付けや売却などあらゆる角度から有効的な資産運用が図られるよう検討します。	
スケジュール	遊休施設	中山間地域の休校・廃校施設の取り扱いを含めた「遊休施設の利活用に関する方針」を策定し、有効活用を推進

VI. 再配置計画の進め方

(1) 推進体制の整備

再配置計画に基づき、具体的かつ計画的に取り組むための個別計画策定及び個別計画実行の確実な推進を図る必要があります。

このため、行政改革推進本部の下部組織として「行政改革推進部会（以下、「推進部会」という。）」を設置し、推進部会が再配置計画や個別計画の進行管理を行います。

施設所管部課は、個別計画の策定を行い、計画を着実に実行するとともに、推進部会に進捗状況を報告するなど、公共施設再配置に積極的に取り組みます。

施設所管部課の中で、個別計画が策定可能な場合を除き、関係する部がまたがる場合や政策判断が伴う場合などは、推進部会の指示により、プロジェクトチームを組織し、個別計画の策定や再配置を進めます。

(2) 公共施設の一元管理体制の整備の検討

周南市の公共施設全体の維持保全、施設管理を、厳しい財政状況下で、効率的、効果的に実行していくためには、市長部局の施設だけでなく、教育委員会を含め、施設担当課が管理している施設データを整理し、一元管理する体制を構築することが重要です。

本市は、既に「シセツ・カルテ」を策定していますが、このカルテには、施設の工事履歴や部材の劣化度などの施設（建物）情報が不足しています。

また、市が保有する施設は「シセツ・カルテ」を作成している344施設だけではありません。このため、計画的に、適切に施設を管理し、長寿命化を進めるためには、施設マネジメントシステムの導入や、一元管理を検討する必要があります。

このため、推進部会の指示のもと、組織体制や部署、業務内容、対象とする公共施設の範囲等を検討する、一元管理体制整備のためのプロジェクトチームを設置します。

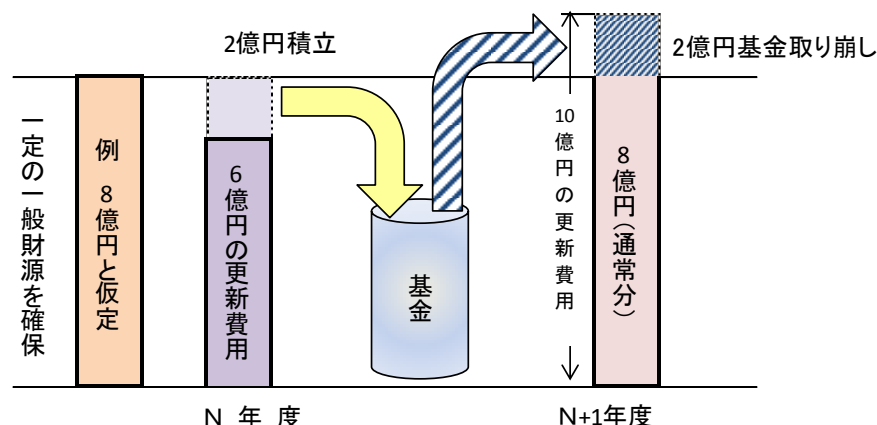
(3) 財源対策と財政計画との連動

①財源対策の取組み

資産の有効活用や再配置計画の施設保有総量の抑制で発生した土地等の処分や貸付等を積極的に行うとともに、受益者負担の適正化、管理コストの削減等を進める中で、財源の確保に努めます。

また、存続となる施設の更新費用や廃止となる施設の解体費用などの計画的な支出や財政負担の平準化を図るため「(仮称) 周南市公共施設更新等整備基金」の設置を検討します。

この際、毎年度に行う更新等に係る経費と基金積立に要する額への財源充当のルール化を検討します。



②財政計画との連動

市の歳出である投資的経費には、対象の344施設以外の下水道や道路・橋梁、市営住宅、公園、ごみ処理施設などのインフラ・プラント系の更新等の費用が含まれます。

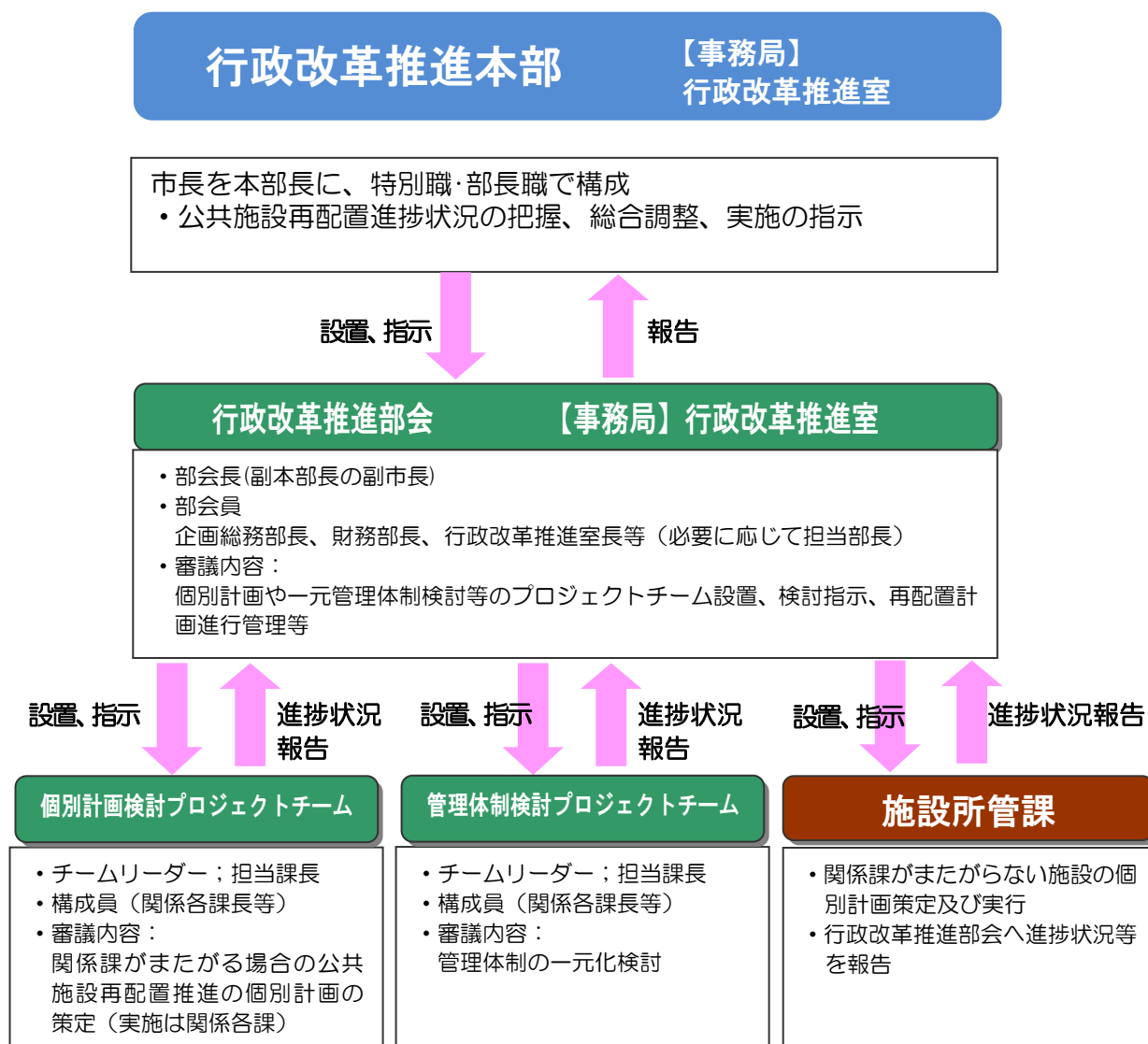
このため、個別計画の推進にあたっては、長寿命化計画に対する国の交付金等の動向に注視しながら、計画的に行う必要があります。

(4) 情報共有と協働による計画推進

個別計画の策定にあたっては、その策定における市民参画や利用者への意見聴取など、市民や市議会、職員が問題意識を共有する中で進めていくことが大変重要です。

このため、各個別計画策定段階における市民参画や協働の手法を取り入れながら、取組みを進めます。

また、計画推進や存続する施設の管理運営にあたっては、地域の協力体制、民間活力の導入等を検討していきます。



別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
事務 庁舎（32施設）	本庁舎	1	市役所本庁舎	S29.4.23	57	65	E:存続	C:統合	B	A:廃止	存続	新庁舎の整備にあわせ、本庁機能の強化、集約
		2	徳山港町庁舎	H8.3.28	16	24	D:転用	C:統合	B	D:転用	存続	新庁舎へ統合
		3	港町庁舎分庁舎	S54.10.1	32	40	A:廃止	C:統合	B	D:転用	存続	新庁舎へ統合
		4	教育委員会庁舎	S32.4.1	55	63	A:廃止	C:統合	B	A:廃止	存続	新庁舎へ統合
	総合 支所	1	新南陽総合支所	S35.6.1	51	59	A:廃止	C:統合	B	A:廃止	存続	新庁舎に機能集約し、地域性の高い行政機能を新南陽ふれあいセンターなど近隣施設の活用を検討
		2	熊毛総合支所	H13.3.1	11	19	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	新庁舎に機能集約し、地域性の高い行政機能をゆめプラザ熊毛へ統合
		3	鹿野総合支所	S46.11.15	40	48	A:廃止	C:統合	D	A:廃止	存続	新庁舎に機能集約し、地域性の高い行政機能をコアラザカのへ統合
	支所	1	櫛浜支所	S42.6.26	44	52	E:存続	C:統合	B	A:廃止	転用	新設予定の「櫛浜支所・公民館」へ統合し、地域コミュニティの拠点施設に転用
		2	鼓南支所	S55.3.31	32	40	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		3	久米支所	S55.3.24	32	40	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		4	菊川支所	S47.3.31	40	48	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		5	夜市支所	H9.2.28	15	23	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		6	戸田支所	S51.2.4	36	44	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		7	湯野支所	H14.3.20	10	18	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		8	大津島支所	S52.2.28	35	43	E:存続	C:統合	B	A:廃止	転用	地域コミュニティの拠点施設としてJA刈尾の活用を検討
		9	向道支所	S54.3.27	33	41	E:存続	C:統合	B	A:廃止	転用	地域コミュニティの拠点施設として休校中の大道理小学校の活用を検討
		10	長穂支所	S46.7.31	40	48	E:存続	C:統合	B	A:廃止	転用	地域コミュニティの拠点施設として休校中の長穂小学校の活用を検討
		11	須々万支所	S47.1.18	40	48	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		12	中須支所	H8.3.7	16	24	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		13	須金支所	H7.1.1	17	25	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		14	和田支所	S51.6.25	35	43	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		15	八代支所	H6.8.1	17	25	E:存続	C:統合	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		16	旧須金支所	S40.12.20	46	54	A:廃止	A:廃止	—	A:廃止	廃止	
		17	旧久米支所	S32.10.1	54	62	A:廃止	A:廃止	—	A:廃止	廃止	
	消防 庁舎	1	中央消防署	S57.4.1	30	38	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	東消防署	S50.4.1	37	45	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		3	西消防署	S41.4.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	耐震改修(建替を含む)を検討
		4	北消防署	S54.4.1	33	41	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	西消防署西部出張所	S35.4.1	52	60	E:存続	E:存続	B	A:廃止	存続	10月27日に新施設を開所
		6	北消防署北部出張所	H22.4.1	2	10	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	その他	1	職員会館	S21.1.8	66	74	A:廃止	A:廃止	—	A:廃止	廃止	
		2	中央管理事務所	S47.3.31	40	48	A:廃止	A:廃止	—	A:廃止	廃止	

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
市民交流施設（67施設）	コミュニティ	1	市民交流センター	S45.1.1	42	50	A:廃止	E:存続	B	A:廃止	存続	駅周辺整備計画や新庁舎計画に合わせ代替機能を検討
		2	向道湖ふれあいの家	H5.4.1	19	27	C:地域譲渡	B:地域譲渡	B	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		3	櫛ヶ浜コミュニティセンター	S55.9.14	31	39	A:廃止	C:統合	B	D:転用	存続	新設予定の「櫛浜支所・公民館」への統合
		4	富田東地区コミュニティセンター	H6.3.1	18	26	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	地域交流センター	H8.3.1	16	24	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		6	福川地区コミュニティセンター	H14.2.1	10	18	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		7	福川南地区コミュニティセンター	H7.3.1	17	25	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	公民館	8	西部市民交流センター	S60.4.1	27	35	C:地域譲渡	B:地域譲渡	B	C:地域譲渡	廃止	市民交流センター機能を廃止し、集会所的な役割を持つ施設として、地域譲渡を検討
		1	桜木公民館	S56.3.20	31	39	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		2	秋月公民館	S55.3.5	32	40	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		3	周陽公民館	S52.3.9	35	43	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		4	中央公民館	S31.3.12	56	64	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	廃止	
		5	中央地区公民館	H3.3.16	21	29	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		6	中央地区公民館(別館)	S45.3.31	42	50	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
		7	今宿公民館西松原分館	S53.3.26	34	42	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		8	今宿公民館	S45.3.8	42	50	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		9	遠石公民館	S45.7.15	41	49	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		10	岐山公民館	S44.3.31	43	51	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		11	大津公民館	S53.3.14	34	42	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		12	馬島公民館	S47.3.30	40	48	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		13	湯野公民館	H13.3.20	11	19	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		14	戸田四郎谷公民館	S32.4.5	54	62	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		15	戸田公民館	S51.2.4	36	44	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		16	戸田津木公民館	S62.7.6	24	32	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		17	夜市公民館	H8.3.31	16	24	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		18	長穂公民館	S46.7.1	40	48	D:転用	B:地域譲渡	C	A:廃止	転用	地域コミュニティの拠点施設として休校中の長穂小学校の活用を検討
		19	中須公民館	H7.3.7	17	25	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		20	須金公民館	S40.12.20	46	54	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	転用	須金農村環境改善センターへ機能移転済
		21	須々万公民館	S46.1.18	41	49	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		22	大向公民館	S53.3.27	34	42	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		23	大道理公民館	S53.3.27	34	42	D:転用	B:地域譲渡	C	A:廃止	転用	地域コミュニティの拠点施設として休校中の大道理小学校の活用を検討
		24	四熊公民館	S49.3.29	38	46	D:転用	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		25	小畑公民館	S63.3.20	24	32	D:転用	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		26	菊川公民館富岡分館	S50.3.26	37	45	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		27	菊川公民館加見分館	S50.3.26	37	45	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		28	菊川公民館	S46.3.31	41	49	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		29	久米公民館	S54.3.24	33	41	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		30	大島公民館	S54.3.31	33	41	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		31	粕島公民館	S47.3.9	40	48	D:転用	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
市民交流施設（67施設）	公民館	32	櫛浜公民館	S42.6.26	44	52	D:転用	B:地域譲渡	C	A:廃止	転用	新設予定の「櫛浜支所・公民館」へ統合し、地域コミュニティの拠点施設に転用
		33	和田公民館	S45.11.1	41	49	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		34	新南陽公民館	S43.10.1	43	51	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	転用	新設予定の「(仮称)学び・交流プラザ」へ統合し、地域コミュニティの拠点施設に転用
		35	高水ふれあいセンター	H11.4.1	13	21	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		36	勝間ふれあいセンター	H7.4.1	17	25	D:転用	B:地域譲渡	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		37	三丘徳修館	H2.4.1	22	30	D:転用	B:地域譲渡	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		38	高水公民館	S56.4.1	31	39	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		39	大河内公民館	S54.4.1	33	41	D:転用	B:地域譲渡	C	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		40	鶴いこいの里交流センター	H6.8.1	17	25	D:転用	B:地域譲渡	B	E:存続	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		41	須野河内交流館	S54.8.1	32	40	C:地域譲渡	B:地域譲渡	B	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		42	鹿野公民館	S41.8.1	45	53	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	転用	コアプラザかのへの機能移転済
	農村改善センター	1	須々万農村環境改善センター	H2.7.1	21	29	D:転用	C:統合	C	D:転用	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
		2	須金農村環境改善センター	H7.1.1	17	25	D:転用	C:統合	C	D:転用	転用	地域コミュニティの拠点施設に転用
	農 林 集会所	1	高瀬集会所(農林業集会所)	H2.4.1	22	30	C:地域譲渡	B:地域譲渡	B	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		2	馬神集会所(農林業集会所)	H4.3.1	20	28	C:地域譲渡	B:地域譲渡	B	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
	隣保館	1	尚白園	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	東福祉館	S47.4.1	40	48	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		3	川崎会館	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	高水会館	S41.4.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	教 育 集会所	1	御山集会所(教育集会所)	S52.2.1	35	43	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		2	西殿木原集会所(教育集会所)	S39.3.1	48	56	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		3	平井集会所(教育集会所)	S54.3.1	33	41	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		4	明石集会所(教育集会所)	S54.3.1	33	41	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
	その他	1	大津島ふれあいセンター	H3.4.17	20	28	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	金峰山の里交流館	H17.11.1	6	14	E:存続	B:地域譲渡	B	E:存続	存続	
		3	ゆめプラザ熊毛	H13.3.20	11	19	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		4	コアプラザかの	H20.12.25	3	11	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		5	中須北交流拠点施設	H20.1.31	4	12	E:存続	B:地域譲渡	—	E:存続	存続	
教育文化施設（23施設）	図書館	1	中央図書館	S57.1.6	30	38	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		2	新南陽図書館	S51.6.1	35	43	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続	「(仮称)学び・交流プラザ」へ機能移転
		3	福川図書館	H2.11.1	21	29	D:転用	C:統合	C	D:転用	廃止	新南陽地域で重複しているため廃止
		4	熊毛図書館	H22.3.20	2	10	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		5	鹿野図書館	H5.11.1	18	26	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
	美術館	1	美術博物館	H7.3.30	17	25	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		2	郷土美術資料館	H7.8.1	16	24	E:存続	C:統合	D	E:存続	存続	貸しギャラリー的な用途も検討

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
教育文化施設（23施設）	展示室	1	新南陽民俗資料展示室	S47.4.1	40	48	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	収蔵物の保管場所の検討が必要
		2	熊毛歴史展示室	H22.3.20	2	10	D:転用	C:統合	C	E:存続	存続	図書館との一体管理
		3	鹿野民俗資料展示室	H5.11.1	18	26	D:転用	C:統合	C	E:存続	存続	図書館との一体管理
	ホール	1	文化会館	S57.11.30	29	37	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	市民館	S31.7.25	55	63	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	存続	会議室機能は本庁舎建設とあわせて検討
		3	市民館（小ホール）	S41.4.1	46	54	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	廃止	
		4	新南陽ふれあいセンター	H2.10.11	21	29	E:存続	E:存続	B	E:存続	転用	公民館は地域コミュニティの拠点施設に転用
	会議	1	市民館（保健センター3F）	S62.4.1	25	33	E:存続	C:統合	B	D:転用	転用	保健センターとして利用
	勤労	1	徳山勤労福祉センター・勤労青少年ホーム	S45.6.1	41	49	A:廃止	A:廃止	D	A:廃止	廃止	
		2	新南陽勤労青少年ホーム・社会文化ホール	S49.6.1	37	45	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	廃止	
		3	サンウィング熊毛	H10.6.25	13	21	E:存続	A:廃止	C	E:存続	存続	
	その他	1	大田原自然の家	S27.3.1	60	68	A:廃止	A:廃止	D	A:廃止	存続	現在の校舎、講堂については廃止とし、機能については民間活用による存続を検討
		2	尾崎記念集会所	T13.4.1	88	96	A:廃止	A:廃止	D	A:廃止	廃止	
		3	回天記念館	S44.1.1	43	51	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	山田家本屋	H15.10.1	8	16	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		5	須金和紙センター	H3.4.1	21	29	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	E:存続	存続	
スポーツ施設（38施設）	体育館	1	総合スポーツセンター	H4.9.6	19	27	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		2	新南陽体育館	S43.5.1	43	51	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続	「（仮称）学び・交流プラザ」へ機能移転
		3	新南陽体育センター	S60.4.1	27	35	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	
		4	熊毛体育センター	S59.4.1	28	36	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		5	鹿野総合体育館	H1.10.1	22	30	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
	野球場	1	野球場	S46.6.1	40	48	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		2	新南陽球場	S47.8.27	39	47	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	平成32年11月の土地の使用貸借契約満了時までは存続
	庭球場	1	庭球場	S47.3.1	40	48	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		2	鹿野庭球場	S59.10.1	27	35	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	
		3	高瀬サン・スポーツランド	H4.4.1	20	28	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
	武道館	1	新南陽武道館	S49.1.13	38	46	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続	「（仮称）学び・交流プラザ」へ機能移転
		2	福川武道館	H2.11.1	21	29	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		3	熊毛武道館	H3.6.1	20	28	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
	運動場	1	陸上競技場	S45.3.1	42	50	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		2	サッカー場	H2.7.1	21	29	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		3	ソフトボール球場	S46.1.1	41	49	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		4	アーチェリー場	H3.12.1	20	28	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		5	運動広場	S47.3.1	40	48	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		6	身近な運動広場	S57.3.1	30	38	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		7	補助競技場	S47.3.1	40	48	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		8	鼓南地区総合運動場	S56.3.1	31	39	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		9	西徳山総合グラウンド	S57.7.1	29	37	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		10	中須地区総合運動場	S58.3.1	29	37	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
ス ポ ー ツ 施 設 （ 3 8 施 設 ）	運動場	11	須金地区総合運動場	S60.3.1	27	35	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		12	須々万・長穂地区総合運動場	S61.3.1	26	34	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		13	久米地区総合運動場	H2.3.1	22	30	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		14	市民黒岩グランド	H23.4.1	1	9	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		15	菊川総合グランド	H12.3.27	12	20	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		16	鹿野山村広場	S58.9.1	28	36	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		17	鹿野ふれあい広場	H8.9.1	15	23	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
	プール	1	水泳場	S47.3.31	40	48	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		2	新南陽プール	S46.7.15	40	48	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	
		3	鹿野プール	S49.7.1	37	45	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	廃止	
		4	水泳プール(鶴いこいの里)	S54.1.1	33	41	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	八代小学校での利用がなくなった場合には廃止
		5	大河内プール	S48.4.1	39	47	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
		6	永源山公園プール	S47.4.1	40	48	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		7	勝間街区プール	S46.4.1	41	49	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
		8	高水街区プール	S45.4.1	42	50	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
こ え だ い に 関 連 施 設 （ 6 3 施 設 ）	幼稚園	1	今宿幼稚園	S49.3.1	38	46	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	幼児教育は他の施設で実施
		2	湯野幼稚園	S48.2.1	39	47	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	西部3園統合
		3	桜田幼稚園	S51.3.1	36	44	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	西部3園統合
		4	夜市幼稚園	S49.3.1	38	46	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	西部3園統合
		5	菊川幼稚園	S50.3.1	37	45	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		6	周米幼稚園	S45.4.1	42	50	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	幼児教育は他の施設で実施
		7	須々万幼稚園	H3.3.1	21	29	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		8	楠木幼稚園	S54.2.1	33	41	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	幼児教育は他の施設で実施
		9	大津島幼稚園	S41.3.1	46	54	A:休止	E:存続	C	E:存続	存続	新たな入園者の幼児教育に対応できる体制を維持
		10	富田東幼稚園	S46.3.1	41	49	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続	
		11	富田西幼稚園	S48.3.1	39	47	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	幼児教育は他の施設で実施
		12	福川南幼稚園	S55.3.1	32	40	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続	
		13	八代幼稚園	H5.10.1	18	26	D:転用	E:存続	C	E:存続	存続	
		14	鹿野幼稚園	S45.3.1	42	50	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
	保育園	1	第一保育園	S43.2.1	44	52	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続	
		2	第二保育園	S52.4.1	35	43	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続	
		3	櫛浜保育園	S53.4.1	34	42	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続	
		4	須々万保育園	H11.11.1	12	20	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
		5	中須保育園	H9.4.1	15	23	D:転用	C:統合	C	E:存続	存続	
		6	飯島保育園	S46.4.1	41	49	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	保育は他の施設で実施
		7	周央保育園	S47.4.1	40	48	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続	保育は民間で実施
		8	尚白保育園	S51.4.1	36	44	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続	保育は民間で実施
		9	大内保育園	S54.4.1	33	41	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続	保育は民間で実施
		10	菊川保育園	S55.4.1	32	40	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用形態	区分	No.	施設名	建築年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価	
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）
こども関連施設（63施設）	保育園	11	城ヶ丘保育園	S57.4.1	30	38	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続 保育は民間で実施
		12	川崎保育園	S47.4.1	40	48	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続 保育は民間で実施
		13	福川保育園	S49.4.1	38	46	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続 保育は民間で実施
		14	富田南保育園	S50.4.1	37	45	E:存続	A:民営化	C	B:民間譲渡	存続 保育は民間で実施
		15	若山保育園	S53.4.1	34	42	E:存続	A:民営化	C	E:存続	存続
		16	三丘保育園	S32.5.1	54	62	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続 保育は他の施設で実施
		17	勝間保育園	S50.4.1	37	45	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続
		18	鹿野保育園	S52.4.1	35	43	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続
	児童園	1	長穂児童園	H14.4.1	10	18	D:転用	C:統合	D	D:転用	廃止 幼児教育は他の施設で実施
		2	鼓南児童園	S43.1.1	44	52	A:廃止	D:転用	D	A:廃止	廃止 幼児教育は他の施設で実施
	児童館	1	尚白児童館	S46.4.1	41	49	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続 児童館本来の機能を見直し、多機能化を検討
		2	櫛浜児童館	S55.4.1	32	40	A:廃止	A:廃止	B	E:存続	存続 児童クラブとの供用を含め児童館本来の機能を見直し、多機能化を検討
		3	東福祉館児童館	S47.4.1	40	48	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続 児童クラブとの供用を含め児童館本来の機能を見直し、多機能化を検討
		4	富田東児童館	H13.4.1	11	19	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続 児童クラブとの供用を含め児童館本来の機能を見直し、多機能化を検討
		5	福川南児童館	H17.4.1	7	15	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続 児童クラブとの供用を含め児童館本来の機能を見直し、多機能化を検討
	子育て	1	子育て交流センター	S45.3.1	42	50	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
	児童クラブ	1	鹿野こどもすくすくセンター	H12.12.20	11	19	D:転用	E:存続	B	E:存続	存続
		2	徳山小学校区児童クラブ	S54.4.1	33	41	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		3	岐山小学校区児童クラブ	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		4	遠石小学校区児童クラブ	S44.4.1	43	51	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		5	周陽小学校区児童クラブ	H4.4.1	20	28	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続 専用施設の老朽化を考慮し、余裕教室の活用を検討
		6	秋月小学校区児童クラブ	H3.4.1	21	29	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続 専用施設の老朽化を考慮し、余裕教室の活用を検討
		7	桜木小学校区児童クラブ	H1.4.1	23	31	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続 利用児童の増加及び専用施設の老朽化を考慮し、余裕教室の活用を検討
		8	久米小学校区児童クラブ	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		9	沼城小学校区児童クラブ	H10.7.13	13	21	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続 利用児童の増加及び専用施設の利便性を考慮し、余裕教室の活用を検討
		10	菊川小学校区児童クラブ	S47.4.1	40	48	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		11	戸田小学校区児童クラブ	S51.3.1	36	44	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		12	夜市小学校区児童クラブ	S45.4.1	42	50	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		13	尚白園児童クラブ	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	D:転用	廃止 H25年度から宿小学校区内の児童クラブは、今宿小学校余裕教室で実施予定
		14	東福祉館児童クラブ	S47.4.1	40	48	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		15	櫛浜児童館児童クラブ	S55.4.1	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		16	富田東児童クラブ	H13.4.1	11	19	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		17	富田西児童クラブ	S46.4.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		18	福川児童クラブ	S41.4.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		19	福川南児童クラブ	H17.4.1	7	15	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		20	勝間児童クラブ	H14.4.1	10	18	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		21	大河内児童クラブ	S54.4.1	33	41	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		22	高水児童クラブ	S57.2.1	30	38	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続
		23	三丘児童クラブ	H17.2.18	7	15	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用形態	区分	No.	施設名	建築年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセッション・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
福祉施設（20施設）	福祉センター	1	徳山社会福祉センター	S57.5.1	29	37	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		2	新南陽総合福祉センター	H7.9.1	16	24	E:存続	C:統合	C	E:存続	存続	
	老人デイ	1	鼓海園老人デイサービスセンター	H1.5.1	22	30	A:廃止	A:民営化	—	A:廃止	存続	社会福祉事業団がH27年度から供用開始する新施設で継続実施
		2	中央西部老人デイサービスセンター	H10.5.1	13	21	B:民間譲渡	A:民営化	—	B:民間譲渡	存続	デイサービス機能は民間で実施
		3	須金老人デイサービスセンター	H6.5.9	17	25	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	大津島老人デイサービスセンター	H7.4.1	17	25	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	特養	1	特別養護老人ホーム鼓海園	S49.6.10	37	45	A:廃止	A:民営化	—	A:廃止	存続	社会福祉事業団がH27年度から供用開始する新施設で継続実施
	軽費	1	軽費老人ホームきずな苑	S57.9.1	29	37	B:民間譲渡	A:民営化	B	B:民間譲渡	存続	軽費老人ホーム機能は民間施設で実施
	休養	1	老人休養ホーム嶽山荘	S48.4.1	39	47	E:存続	A:廃止	B	E:存続	存続	
	憩の家	1	西部老人憩いの家	S54.3.25	33	41	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		2	久米老人憩いの家	S55.6.1	31	39	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		3	和田老人憩いの家・作業所	S55.7.21	31	39	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
	老福	1	新南陽老人福祉センター	S54.4.1	33	41	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続	「新南陽総合福祉センター」及び「三世代交流センター」との機能統合を検討
	介護予防	1	福川シニア交流会館	S44.4.1	43	51	C:地域譲渡	B:地域譲渡	C	C:地域譲渡	廃止	地域で管理運営
		2	三世代交流センター	S59.1.1	28	36	A:廃止	C:統合	C	A:廃止	存続	「新南陽総合福祉センター」及び「新南陽老人福祉センター」との機能統合を検討
	障害デイ	1	障害者デイサービスセンター	H16.4.1	8	16	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	作業所	1	心身障害者福祉作業所つくしの家	H16.4.1	8	16	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	老健	1	介護老人保健施設ゆめ風車	H16.4.1	8	16	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	その他	1	鹿野高齢者生産活動センター	S54.11.25	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	ふれあいプラザきくがわ	S47.9.1	39	47	D:転用	D:転用	—	D:転用	廃止	菊川公民館に転用
保健衛生施設（15施設）	保健センター	1	徳山保健センター	S63.4.1	24	32	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		2	新南陽保健センター	S59.2.21	28	36	A:廃止	C:統合	B	A:廃止	存続	徳山保健センターへ機能移転
	病院	1	新南陽市民病院	H12.3.1	12	20	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	診療所	1	国民健康保険 鹿野診療所	H20.12.25	3	11	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	休日夜間急病診療所	S54.4.1	33	41	A:廃止	A:民営化	C	A:廃止	存続	他の施設への機能移転
		3	須金診療所 医師住宅	H6.3.25	18	26	D:転用	D:転用	C	D:転用	廃止	常勤医師はならず、医師住宅は廃止
		4	大向診療所	S55.3.25	32	40	A:廃止	D:転用	C	A:廃止	存続	巡回診療等の新たな医療体制の整備を検討
		5	大津島診療所 医師住宅	S52.2.18	35	43	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		6	熊北診療所	H4.10.21	19	27	D:転用	D:転用	C	D:転用	存続	巡回診療等の新たな医療体制の整備を検討
		7	須金(医科・歯科)診療所	S30.7.28	56	64	A:廃止	D:転用	C	A:廃止	存続	巡回診療等の新たな医療体制の整備を検討
		8	大津島歯科診療所	S45.4.1	42	50	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
		9	大道理診療所	S47.3.2	40	48	A:廃止	D:転用	C	A:廃止	存続	巡回診療等の新たな医療体制の整備を検討
		10	中須診療所 医師住宅	H9.5.30	14	22	D:転用	D:転用	C	D:転用	廃止	常勤医師はならず、医師住宅は廃止
		11	大津島診療所	S52.2.18	35	43	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		12	中須診療所	H9.3.18	15	23	D:転用	D:転用	C	D:転用	存続	巡回診療等の新たな医療体制の整備を検討

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用形態	区分	No.	施設名	建築年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
産業観光施設（15施設）	卸売市場	1	地方卸売市場	H5.4.1	19	27	E:存続	A:民営化	B	E:存続	存続	
	水産市場	1	水産物市場	S54.9.26	32	40	E:存続	A:民営化	B	E:存続	存続	
	動物園	1	徳山動物園	S57.4.1	30	38	E:存続	E:存続	B	A:廃止	存続	リニューアルを実施し機能は存続
	国民宿舎	1	湯野荘	S40.7.27	46	54	B:民間譲渡	A:廃止	D	B:民間譲渡	廃止	
	温泉	1	東善寺やすらぎの里	H8.6.6	15	23	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		2	石船温泉憩いの家	S47.12.1	39	47	D:転用	A:民営化	C	E:存続	存続	福祉施設⇒観光施設として存続
	観光交流	1	鹿野せせらぎパーク	H8.3.31	16	24	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		2	鹿野豊鹿里パーク	H17.3.1	7	15	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
		3	烏帽子岳ウッドパーク キャンプ場	H7.3.1	17	25	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	廃止	キャンプ場機能は廃止するが、トイレは存続
		4	長野山緑地等使用施設	S53.3.25	34	42	E:存続	E:存続	C	E:存続	存続	
	その他	1	八代農産物加工所	H8.3.1	16	24	C:地域譲渡	B:地域譲渡	—	C:地域譲渡	存続	譲渡先の団体で実施
		2	あぐりハウス	H3.7.1	20	28	D:転用	E:存続	B	E:存続	存続	
		3	大潮田舎の店	H14.3.29	10	18	E:存続	B:地域譲渡	C	E:存続	存続	
		4	長田フィッシャリーナ	H17.3.13	7	15	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	鹿野天神山(レクレーションゾーン)	H5.4.1	19	27	D:転用	A:廃止	C	A:廃止	廃止	
学校関連施設（62施設）	小学校	1	給島小学校	S27.2.1	60	68	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H25から「(仮称)鼓南小学校」へ統合
		2	大島小学校	S37.2.1	50	58	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	廃止	H25から「(仮称)鼓南小学校」へ統合
		3	久米小学校	S48.2.1	39	47	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	久米小学校譲羽分校	S28.2.1	59	67	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H19から休校中
		5	櫛浜小学校	S44.12.1	42	50	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		6	遠石小学校	S46.2.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		7	周陽小学校	S46.8.1	40	48	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		8	秋月小学校	S50.8.1	36	44	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		9	桜木小学校	S53.1.1	34	42	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		10	徳山小学校	S57.8.1	29	37	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		11	今宿小学校	S51.9.1	35	43	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		12	菊川小学校	S48.6.1	38	46	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		13	四熊小学校	S29.10.1	57	65	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、菊川小学校へ統合
		14	小畑小学校	S32.11.1	54	62	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H16から休校中
		15	夜市小学校	S58.3.1	29	37	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		16	戸田小学校	S43.3.1	44	52	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		17	湯野小学校	H2.3.1	22	30	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		18	大道理小学校	S60.2.1	27	35	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H23から休校中
		19	大向小学校	S53.2.1	34	42	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H21から休校中
		20	岐山小学校	H6.8.1	17	25	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		21	長穂小学校	S38.7.1	48	56	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H22から休校中
		22	沼城小学校	S54.7.1	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		23	中須小学校	S28.10.1	58	66	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、沼城小学校へ統合
		24	須磨小学校	S63.8.1	23	31	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、沼城小学校へ統合

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用 形態	区分	No.	施設名	建築 年月日	経過年数		検証			総合評価		
					H24.4.1 時点	H32.3.31 時点	1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
学校 関連 施設 （62施設）	小学校	25	須磨小学校峰畑分校	S33.3.1	54	62	A:廃止	A:廃止	B	A:廃止	廃止	S59から休校中
		26	大津島小学校	S41.3.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		27	富田東小学校	H1.3.1	23	31	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		28	富田西小学校	S63.3.1	24	32	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		29	福川小学校	S45.3.1	42	50	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		30	福川南小学校	S55.3.1	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		31	和田小学校	H3.8.1	20	28	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		32	三丘小学校	S46.2.1	41	49	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		33	高水小学校	S57.2.1	30	38	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		34	勝間小学校	S54.2.1	33	41	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		35	大河内小学校	S55.3.1	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		36	八代小学校	S31.3.1	56	64	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、高水小学校へ統合
		37	鹿野小学校	H11.11.1	12	20	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	中学校	1	太華中学校	S59.7.1	27	35	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		2	鼓南中学校	S31.2.1	56	64	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、太華中学校へ統合
		3	岐陽中学校	S63.7.1	23	31	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	菊川中学校	S52.3.1	35	43	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	桜田中学校	S55.8.1	31	39	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		6	大津島中学校	S41.3.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		7	住吉中学校	H4.7.1	19	27	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		8	須々万中学校	S62.7.1	24	32	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		9	中須中学校	H8.3.1	16	24	D:転用	A:廃止	B	E:存続	存続	当面存続とするが、地元コンセンサスが得られれば、須々万中学校へ統合
		10	須金中学校	H2.3.1	22	30	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H18から休校中
		11	周陽中学校	S47.8.1	39	47	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		12	秋月中学校	S58.12.1	28	36	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		13	翔北中学校	H13.3.1	11	19	D:転用	A:廃止	B	D:転用	廃止	H24から休校中
		14	富田中学校	S40.12.1	46	54	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		15	福川中学校	S48.3.1	39	47	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		16	和田中学校	S62.3.1	25	33	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		17	熊毛中学校	S58.2.1	29	37	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		18	鹿野中学校	S60.7.1	26	34	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
	学校給 食セン ター	1	徳山西学校給食セン ター	S54.3.1	33	41	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	新センターを建設し機能移転
		2	新南陽学校給食セン ター	S55.3.1	32	40	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	新センターを建設し機能移転
		3	熊毛学校給食センター	S46.2.1	41	49	A:廃止	E:存続	B	A:廃止	存続	現在建設中の新センターへ機能移転
		4	鹿野学校給食センター	S63.1.15	24	32	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	栗屋学校給食センター	H22.12.13	1	9	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		6	住吉学校給食センター	H22.12.22	1	9	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		7	高尾学校給食センター	H24.2.20	0	8	E:存続	E:存続	—	E:存続	存続	

別表1 対象施設の検証結果一覧表

利用形態	区分	No.	施設名	建築年月日	経過年数 H24.4.1 時点	経過年数 H32.3.31 時点	検証			総合評価		
							1 シセツ・カルテ	2 見直し指針	3 事務事業 評価	建 物	機 能（説 明）	
その他施設（9施設）	斎場	1	新南陽斎場	H5.9.1	18	26	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		2	鹿野斎場	H8.2.1	16	24	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
	駐車場	1	徳山駅前駐車場	S46.4.1	41	49	E:存続	C:統合	B	E:存続	存続	
		2	代々木公園地下駐車場	S51.4.1	36	44	E:存続	A:廃止	B	E:存続	存続	
		3	熊毛インター前駐車場	H15.4.21	8	16	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		4	政所駐車場	H4.4.1	20	28	E:存続	E:存続	B	E:存続	存続	
		5	新南陽駅前駐車場	S42.4.1	45	53	E:存続	E:存続	—	E:存続	存続	
	その他	1	交通教育センター	S49.11.1	37	45	A:廃止	A:廃止	C	A:廃止	存続	交通教育機能については存続
		2	熊毛公民館(旧)	S48.10.1	38	46	A:廃止	A:廃止	—	A:廃止	廃止	施設で実施している事業については、他施設への機能移転を検討

※ 網掛けの部分は、指定管理者による管理を行っている施設（H24.4.1現在）

【用語集】

用語	説明
あ	
一部事務組合	普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために、協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設置するもの（自治法284Ⅱ）。
一般財源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用できる財源。市税、地方譲与税、地方交付税などがある。
インフラ	社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。道路、港湾、河川、漁港、上・下水道、公園などが含まれる。
公の施設	住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設（自治法244Ⅰ）。
か	
合併算定替	市町村合併の特例措置で、地方交付税（普通交付税）は合併年度及びこれに続く10年度に限り、合併がなかったものとして、合併前の市町村各々で算定した合算額を保証される制度。11年目以降、5年間で段階的に縮減され、合併後16年目から1市町村として算定した普通交付税に減額となる。
合併支援措置	合併特例債（合併年度及びこれに続く10年度に限り、新市建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充当）や地方交付税の合併算定替の大幅な延長などの財政支援措置。
行政財産	市の財産のうち、公用財産（庁舎や消防施設など、市が直接使用する財産）または公共用財産（学校、図書館、公民館、市営住宅、公園など市民が共同利用する財産）を行政財産という。
行政評価	市の行政活動（「政策」、「施策」、「事務事業」の概ね3層構造に体系化）を一定の基準・視点に従って評価し、その評価結果を事業見直しや予算編成などに活用するとともに、これらの情報を市民に公表する手法。本市では、平成17年度から事務事業評価を開始し、平成23年度からは事務事業評価に加え、施策評価を実施している。
繰出金	一般会計と特別会計、または、特別会計相互間でやりとりされる経費。
公債費	市が借り入れた地方債の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費。
交付金	株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に設置された国立の政策研究機関。国の社会保障制度の中・長期計画ならびに各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する推計を全国と地域単位で実施し、「日本の将来推計人口」、「都道府県別将来人口推計」、「市区町村別将来人口推計」等を公表している。
さ	
シセツ・カルテ	市民が直接利用する施設や事務庁舎などを対象に、施設の概要、利用状況、管理運営コストなどの実態を明らかにしたもの。平成21年度から作成し毎年度更新している。平成24年度は344施設のシセツ・カルテを作成。
施設マネジメント	施設の計画的な維持補修、効率的な運営を行うことにより、費用逡減や施設の有効活用など、施設の効用を高める手法をいう。

用語	説明
市町村公共施設状況調査	市町村における公共施設の現況を把握し、住民福祉の向上と市町村の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的に、毎年度、総務省において実施されている調査。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなどの法人やその他の団体に包括的に代行させることができる制度。
周南市学校再配置計画（案）	平成18年11月に「周南市学校再配置計画策定協議会」へ本市の小中学校における学校規模及び学校配置のあり方について諮問し、平成19年3月に同協議会から答申として受けた計画案。
周南市行政改革審議会	周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例第1条の規定により設置した市長の附属機関で、周南市行政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査する機関。
周南市行政改革大綱	合併後の新たなまちづくりの指針として策定された「まちづくり総合計画」を着実に実施するため、職員の意識改革、組織改革など様々な改革を計画的に取り組むための基本指針。 【平成16年12月策定 計画期間：平成17年度～平成21年度】
周南市就学前児童通園施設の今後の在り方	就学前児童通園施設（幼稚園・保育所・児童園）について、公立施設の今後の在り方における市・市教育委員会としての考え方、施設の方角性等を整理した、今後の具体的な計画を策定するうえでの指針。 【平成22年4月策定】
周南市地域医療のあり方検討委員会	本市における今後の医療体制のあり方を総合的に検討するための組織として平成20年10月に設置。
新市建設計画	合併後のまちの将来像と実現のための施策等、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定される計画。本市の場合、計画期間は平成15年度から平成25年度までの11年間。 【平成14年9月策定】
生産年齢人口	15歳から64歳までの一般に生産活動に従事しうる年齢層のこと。
た	
第2次周南市行財政改革大綱	本市の最上位計画である「まちづくり総合計画」に従って、持続可能な行政経営ができるよう、様々な改革を積極的、計画的に推進するための基本的な指針。 【平成22年3月策定 計画期間：平成22年度～平成26年度】
地方交付税	地方公共団体間には財源の格差があることから、その不均衡を調整して、どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合が国から市に交付される。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税（全体の94%）と災害など特別な財政事情に応じて交付される特別交付税（全体の6%）がある。
地方譲与税	国が法によって国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されている税。自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税などが含まれる。
庁舎建設に係る基本の方針	施設の老朽化や耐震性、災害時における行政機能維持など、様々な課題を持つ本庁舎の今後の方向性をまとめたもの。 【平成24年1月策定】
長寿命化	建築物に求められる性能、機能を確保しながら、より長く施設を使用すること。

用語	説明
投資的経費	道路、橋、公園、学校の建設や大規模修繕など、資本形成の効果があり、将来に残るものの整備に支出される経費。普通建設事業費や災害復旧事業費などが含まれる。
は	
バリアフリー	高齢者、障害者、子供、妊婦などが建築物を利用するときに支障となる障壁（バリア）を取り除くこと。
扶助費	生活保護法・児童福祉法などの法律に基づいた生活保護費・児童手当などの支給や、各種サービスのための経費。法律に基づかないで、市が単独で行うサービスなども扶助費に含まれる。
普通会計	地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっていることから、統一的な基準で比較するため、地方財政統計上用いられる会計区分のこと。一般会計に公営事業会計を除く特別会計を合わせたもの。
普通交付税	地方公共団体が合理的で妥当な水準で行政運営した場合にかかる経費を、一定の方法で算定した「基準財政需要額」から、標準的な状態で収入が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した「基準財政収入額」を差し引いた額（財源不足額）を基本として国から交付されるもの。
普通財産	市の財産のうち、公用財産（庁舎や消防施設など、市が直接使用する財産）または公共用財産（学校、図書館、公民館、市営住宅、公園など市民が共同利用する財産）を行政財産といい、それ以外の公有財産を普通財産という。
P D C A サイクル	マネジメントサイクルの1つで、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のプロセスを順に実施する。このプロセスを繰り返すことにより、事務事業の見直しを推進するマネジメント手法。
ポートフォリオ分析	重要な2つの指標の組合せによる平面への配置法を使って、最適な戦略を決定するための有効な分析手法。
ま	
まちづくり総合計画（ひと・輝きプラン周南）	本市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本市におけるまちづくりの最上位計画。基本構想（計画期間：平成17年度～平成26年度）と前期基本計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）により構成される。 【平成16年12月策定】
まちづくり総合計画後期基本計画	平成22年度から平成26年度までの5か年に推進しようとする基本的な施策及びこれを計画的・効果的に実施するための事業等を示した本市の行政運営の指針となるもの。 【平成22年3月策定】 【平成24年2月改訂】
や	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方をいう。その領域は、製品、施設、街づくりや、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっている。
ら	
臨時財政対策債	地方公共団体の財源不足に対処するため、特例的に発行できる地方債。これまで国が交付税特別会計で借り入れて地方交付税として配分していたものを、平成13年度から、地方公共団体が地方債として借り入れるようになった。一般的な地方債とは異なり建設事業以外の経費にも充てられ、償還額の全額が地方交付税により補てんされる。